

兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅱ

平成 25 (2013) 年 3 月

兵庫県教育委員会

兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅱ

平成 25 (2013) 年 3 月

兵庫県教育委員会

例　　言

- 1 本書は、兵庫県立考古博物館の研究テーマの1つである「兵庫県内における古代官道に関する調査（第Ⅱ期）」に伴う報告書で、文化庁より補助金の交付を得ている。
- 2 調査は、平成22年度に発掘調査と分布調査、地形測量図作成、平成23年度に発掘調査と出土品整理作業、空中写真撮影、平成24年度に出土品整理作業と報告書作成を実施した。
- 3 調査の進行にあたっては、古代官道調査委員会を組織し、調査の各段階で委員会における検討を加えた。委員会の委員は、山中敏史（奈良文化財研究所名誉研究員）、坂井秀弥（奈良大学）、馬場基（奈良文化財研究所）、木本雅康（長崎外国语大学）の4氏に委嘱した。
- 4 地形測量図の図化は株式会社ジオテクノ関西、空中写真撮影は朝日航洋株式会社神戸支店と委託契約を交わして行った。
- 5 本書の第2図は、兵庫県教育委員会発行『兵庫県遺跡地図』の93「東二見」（平成23年3月発行）をもとに加工している。第3図は明石市発行の1／10,000「明石市地形図（西部）」（平成17年11月印刷）を用いた。
- 6 本書の図版に示す方位は国土座標第V系に則っており、座標値は世界測地形である。水準高は東京湾平均海水準（T.P.）を基準とした海拔高度である。
- 7 本文については中川涉・垣内拓郎・池田征弘が分担執筆した。文責については目次に表記している。また第3章第1節では、長崎外国语大学木本雅康教授から玉稿をいただいた。編集は、池田征弘が担当した。
- 8 本報告にかかわる遺物・写真・図面は、兵庫県立考古博物館が管理・保管している。
- 9 調査・整理にあたっては、下記の方々および機関のご協力・ご指導を得た。記して謝意を表します。

青木哲哉、五百蔵尚夫、池田裕英、稻原昭嘉、大橋泰夫、岡本一士、工藤博司、清水一文、
永井修身、西川英樹、橋本誠二、長谷川太郎、原田憲二郎、藤戸翼、宮本佳典
明石市教育委員会、明石市立文化博物館、稻美町教育委員会、加古川市教育委員会、
高砂市教育委員会、長坂寺自治会

（敬称略、五十音順）

本文目次

例言

第1章 調査の経過

第1節 第Ⅰ期調査について（中川）	1
第2節 第Ⅱ期調査について（中川）	2

第2章 長坂寺遺跡の調査成果

第1節 遺跡の位置（中川）	5
第2節 従前の調査（中川）	6
第3節 調査区の設定（中川）	8
第4節 遺構について（中川）	9
第5節 遺物について（1 中川・2 墓内）	21

第3章 まとめ

第1節 明石・賀古・印南郡の古代伝路（木本）	45
第2節 長坂寺遺跡出土の瓦（墓内）	59
第3節 邑美駅家について（中川）	62

補遺

古大内遺跡出土の軒丸瓦（池田）	68
長坂寺遺跡採集の瓦（池田）	68

参考文献	71
------	----

挿図目次

第1図 播磨国内の古代官道と駅家	1	第14図 丸瓦の分類（1）	27
第2図 古代山陽道と周辺の遺跡	4	第15図 丸瓦の分類（2）	28
第3図 長坂寺遺跡の位置	5	第16図 丸瓦の分類（3）	29
第4図 長坂寺遺跡の調査区	7	第17図 平瓦の分類（1）	33
第5図 トレンチ配置図	8	第18図 平瓦の分類（2）	34
第6図 1トレンチ 平面図	10	第19図 平瓦の分類（3）	35
第7図 1・4トレンチ 土層断面図	11	第20図 全体的概念図	45
第8図 2・3トレンチ平面図	13	第21図 明石郡付近の古代官道	47
第9図 築地平面図	14	第22図 賀古・印南郡付近の古代官道（1）	48
第10図 SX07平面図・断面図	15	第23図 賀古・印南郡付近の古代官道（2）	49
第11図 2トレンチ土坑断面図	16	第24図 賀古・印南郡付近の古代官道（3）	50
第12図 掘立柱建物平面図・柱穴断面図	19	第25図 長坂寺遺跡出土の軒瓦	60
第13図 出土土器	21	第26図 地中レーダー探査結果との検証図	63

第27図	山陽道と邑美駅家の関係図	65	第30図	長坂寺遺跡採集の瓦（1）	69
第28図	布勢駅家と野磨駅家の掘立柱建物	66	第34図	長坂寺遺跡採集の瓦（2）	70
第29図	古大内遺跡出土の軒丸瓦	68			

表 目 次

第1表	遺構番号対照表	20	第2表	平瓦型式別重量計測表	44
-----	---------	----	-----	------------	----

付図目次

付図1	軒丸瓦・軒平瓦の瓦当部各部名称	73	付図7	平瓦の部位名称	75
付図2	軒平瓦の額部形態分類	73	付図8	平瓦端部ケズリの種類及び組み合わせ と断面形の類型模式図	75
付図3	丸瓦の部位名称	74	付図9	平瓦側端部ケズリ調整8種	76
付図4	丸瓦玉縁部側面觀分類	74	付図10	平瓦側端部ケズリと 断面形類型模式図	76
付図5	丸瓦側端部ケズリ7種	74			
付図6	丸瓦側端部のケズリの組み合わせと 断面形の類型模式図	74			

付表目次

付表1	出土軒丸瓦型式分類表	77	付表4	出土平瓦型式分類表	78
付表2	出土軒平瓦型式分類表	77	付表5	出土瓦觀察表	80
付表3	出土丸瓦型式分類表	77	付表6	土器一覧表	88

図版目次

図版1	出土遺物（瓦1）		図版9	出土遺物（瓦9）	
図版2	出土遺物（瓦2）		図版10	出土遺物（瓦10）	
図版3	出土遺物（瓦3）		図版11	出土遺物（瓦11）	
図版4	出土遺物（瓦4）		図版12	出土遺物（瓦12）	
図版5	出土遺物（瓦5）		図版13	出土遺物（瓦13）	
図版6	出土遺物（瓦6）		図版14	出土遺物（瓦14）	
図版7	出土遺物（瓦7）		図版15	出土遺物（瓦15）	
図版8	出土遺物（瓦8）		図版16	出土遺物（瓦16）	

図版17	出土遺物（瓦17）	図版23	出土遺物（瓦23）
図版18	出土遺物（瓦18）	図版24	出土遺物（瓦24）
図版19	出土遺物（瓦19）	図版25	出土遺物（瓦25）
図版20	出土遺物（瓦20）	図版26	出土遺物（瓦26）
図版21	出土遺物（瓦21）	図版27	出土遺物（瓦27）
図版22	出土遺物（瓦22）	図版28	出土遺物（瓦28）

写真図版目次

写真図版1	航空写真	写真図版17	出土遺物（瓦2）
写真図版2	航空写真	写真図版18	出土遺物（瓦3）
写真図版3	調査状況	写真図版19	出土遺物（瓦4）
写真図版4	1トレンチ（1）	写真図版20	出土遺物（瓦5）
写真図版5	1トレンチ（2）	写真図版21	出土遺物（瓦6）
写真図版6	1トレンチ（3）	写真図版22	出土遺物（瓦7）
写真図版7	2トレンチ（1）	写真図版23	出土遺物（瓦8）
写真図版8	2トレンチ（2）	写真図版24	出土遺物（瓦9）
写真図版9	2トレンチ（3）	写真図版25	出土遺物（瓦10）
写真図版10	2トレンチ（4）	写真図版26	出土遺物（瓦11）
写真図版11	2トレンチ（5）	写真図版27	出土遺物（瓦12）
写真図版12	2トレンチ（6）	写真図版28	出土遺物（瓦13）
写真図版13	3トレンチ	写真図版29	出土遺物（瓦14）
写真図版14	4・5トレンチ	写真図版30	出土遺物（瓦15）
写真図版15	出土遺物（土器）	写真図版31	出土遺物（瓦16）
写真図版16	出土遺物（瓦1）	写真図版32	出土遺物（瓦17）

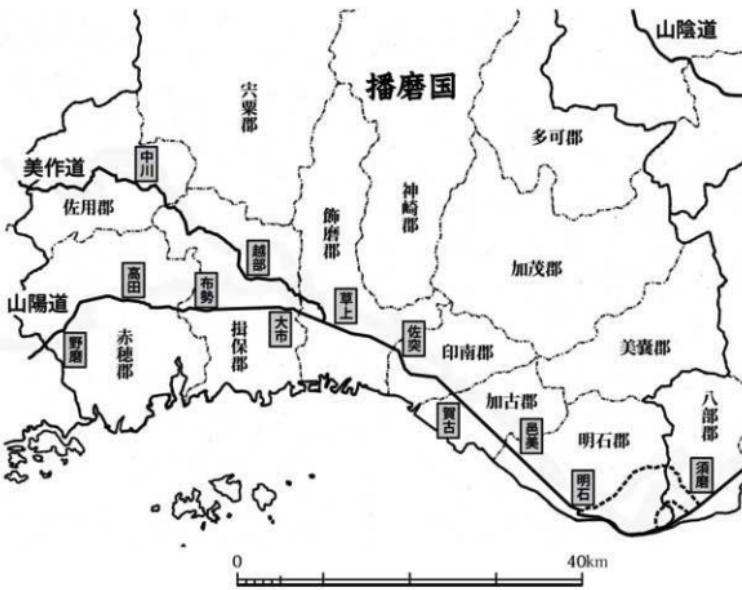
第1章 調査の経過

第1節 第Ⅰ期調査について

平成19年に開館した兵庫県立考古博物館は、地域文化に根ざした調査研究を、総合的・学際的に進めることを目標の1つに掲げている。その事業計画に沿った研究テーマとして「兵庫県内における古代官道に関する調査研究」を取り上げ、平成19~21年度の3箇年度でその第Ⅰ期調査を実施した。

第Ⅰ期調査ではまず、県下を通る山陽道・山陰道・南海道という3本の主要な古代官道とその支路を分布調査するとともに、関係する各市町教育委員会に取材して、古代官道と駅家推定地の現状把握を行った。古代官道という題材は、県下の各市町と連携を図りながら進める上で格好の研究テーマとなった。

次いで、実際に調査を行うフィールドとして「賀古駅家」とされる加古川市古大内遺跡と、仮称「邑美駅家」とされる明石市長坂寺遺跡という2箇所の駅家推定地を選定した。両地点は県下の駅家の中でも考古博物館に最も近く、調査対象範囲も限定できるという利点が揃っていた。平成19年度に空中写真測量によって両遺跡の地形図を作成したところ、以前から方形地割の存在が知られていた古大内遺跡に加えて、長坂寺遺跡においても正方位の地割がL字状に認められることが分かった。平成20・21年度には両遺跡で地中レーダー探査を行い、地下の状況の間接映像を作成した。その情報をもとに、平成20・21年度に古大内遺跡で実施した2度にわたる確認調査の結果、古代山陽道の側溝と、山陽道から駅家へ向かう進入路、駅家の築地側溝などを検出し、山陽道に面した東側に駅家の入口を特定するという大きな成果を得た〔兵庫県立考古博物館2010〕。



第1図 播磨国内の古代官道と駅家

調査に対する関心は高く、平成21年3月28日の現地説明会には378人、同年7月20日の現地説明会には250人の参加者があった。またNHKが平城京遷都1300年記念として制作した番組「古代日本のハイウェー 1300年前の“列島改造”」(平成21年10月放映)の中で、古大内遺跡の一角にある大歳神社境内での唐居敷発見の模様が放映され話題となった。

調査への反響を受けて、平成22年3月20日に考古博物館講堂において公開講座「徹底討論・どこまで見えた?古代の道と駅家」を開催し、賀古駅家の駅子集落といわれる加古川市坂元遺跡の調査成果を加えた、山陽道の駅家研究の最前線を提示した。

手探りで始まった第Ⅰ期調査であったが、望外の成果と新たな課題を抱えた状態で、3箇年の区切りを迎えた。

第2節 第Ⅱ期調査について

当初から、本調査研究は3箇年を一区切りとしながら長く継続していく方針で、平成22年度からは第Ⅱ期調査として新たなスタートを切った。「古代官道調査委員会」は第Ⅰ期の委員に、奈良大学の坂井先生を加えた4名で組織した。委嘱した委員は下記のとおりである。

会長 山中敏史（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員）：考古学、官道遺跡
委員 坂井秀弥（奈良大学）：考古学、古代遺跡
委員 馬場 基（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）：文献史学、古代交通史
委員 木本雅康（長崎外国語大学）：歴史地理学、古代交通路

1 平成22年度の調査

第Ⅰ期に行なった地中レーダー探査によって有力な手掛かりが得られた長坂寺遺跡について、遺構の有無、内容を確認するための発掘調査を計画した。同地は水田として利用されているため、農閑期にあたる冬場に調査を実施することで土地所有者のご了解をいただいた。ただし水田耕作に影響を及ぼさぬよう配慮が求められ、大きな掘削を控える方向で調査を進めることとした。

調査に先立って、第Ⅰ回の古代官道調査委員会を1月15日に開催し、4名の委員と、主管課である県教育委員会文化財室の鐵英記主査、事務局として当館からは岡崎正雄事業部長、山下史朗企画広報課長、学芸課の種定淳介課長・中川涉・多賀茂治、それにオブザーバーとして明石市教育委員会の稻原昭嘉地域連携課文化財担当課長が出席した。そこでは第Ⅱ期調査の方針と、当年度調査の計画が審議された。

発掘調査は平成23年1月25日～3月11日の28日間で実施した。調査は学芸課の種定・中川・藤田淳・菱田淳子が担当し、他に調査補助員として折井千枝子・高田大地が参加した。調査の結果、駅家に関する遺構について大きな発見があり、成果を3月3日に記者発表し、3月6日の現地説明会には約300名の参加者があった。なお後述する掘立柱建物は、記者発表後の3月4日に調査区を拡張したことによって見つかったため、印刷済の現地説明会資料には盛り込めなかった。調査期間中の3月5日に現地で開催した第2回の委員会では、長坂寺遺跡の調査の指導・検討を中心議題とした。ただし第1回の出席者のうち、木本委員は当日の出席が叶わなかったので、前もって2月25日に現地指導に来ていただいた。

その他、次年度以降の調査を見据えて、古代山陽道の痕跡が残るとされている城池地区（加古郡播磨町野添城2丁目）付近の1/500地形測量図を、平成19年度に撮影した空中写真をもとに作成した。

2 平成23年度の調査

長坂寺遺跡において前年度に大きな成果が得られたため、検出した造構の延長部分の追究が望まれた。しかし埋戻しの際の締固めが不十分であったことから、夏場の水田耕作に影響を与える結果となり、耕作地内の調査については了解が得られず、遺跡のさらなる解明は頓挫する形となった。

11月1日に開催した第1回の古代官道調査委員会には、4名の委員と、県教育委員会文化財室の鐵英記主査、当館の安部邦明副館長、学芸課の種定課長・中川・藤田が出席し、当年度調査の計画が審議された。その際に、菜地痕跡の可能性が指摘されていたA-2区南辺の農道部分の調査の必要性が強く打ち出されたため、その後調整した結果、農道と南側の畑地についての部分的な調査が可能となった。

確認調査は平成24年2月16日から20日までの5日間で、農道を断ち割る確認調査を行った。調査は学芸課の種定・中川・藤田が担当し、他に調査補助員として折井千枝子が参加した。その期間中の2月19日には第2回の委員会を現地にて開催し、坂井委員を除く3名の委員と、鐵主査、調査担当の3名および明石市教育委員会の植原課長が出席した。内容は長坂寺遺跡の調査の指導・検討および次年度以降の事業計画などが中心議題で、次年度以降の調査方針として、古代官道関連遺跡の対象エリアを現段階ではあまり拡大させずに、まずは播磨の山陽道に絞って実績を積み上げていくという方向性が打ち出された。

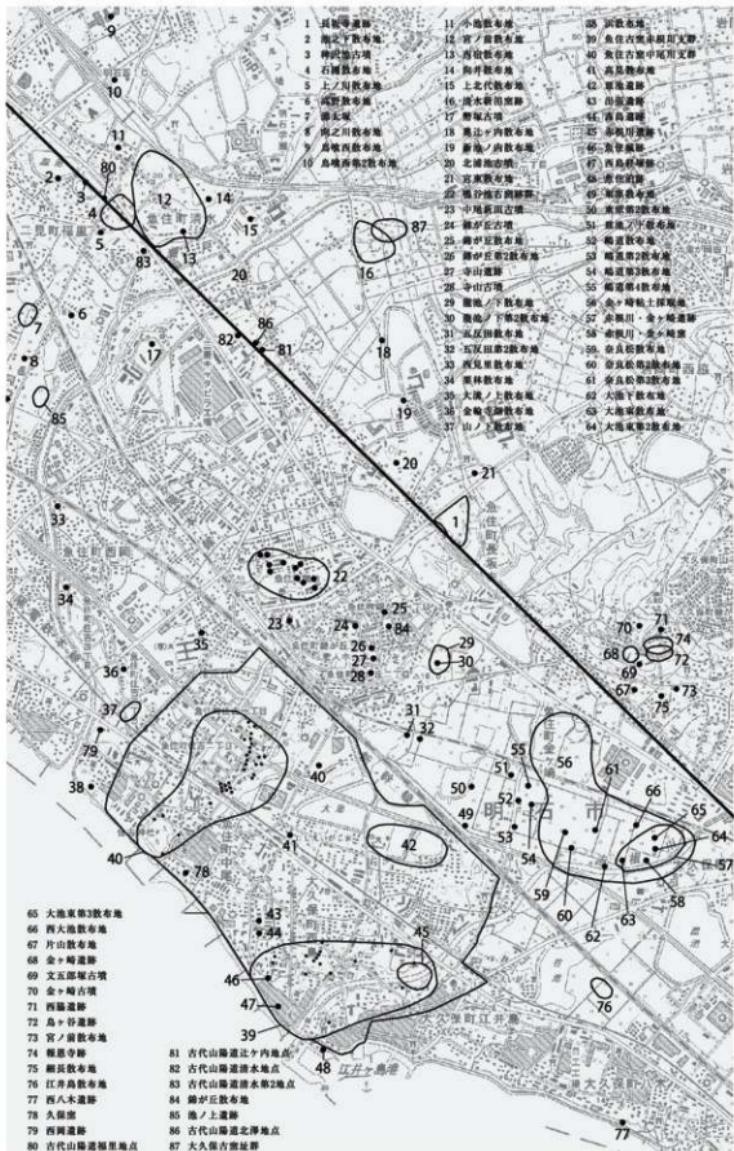
その他、長坂寺遺跡の出土品整理作業（遺物の洗浄など）を実施した。また次のステップの調査対象として念頭に置いている「大市駅家」（姫路市向山遺跡）付近を起点に、古代山陽道のルートがよく遺存している「布勢駅家」（たつの市小丸遺跡）までの区間について、空中写真撮影を行った。

3 平成24年度の調査

3箇年調査の最終年度として、長坂寺遺跡の調査成果をまとめたため、出土品の整理作業を進めた。整理作業は学芸課の池田征弘が担当し、接合・補強は荻野麻衣・佐々木愛、拓本は折井千枝子、実測・トレース・レイアウト等は森本貴子・栗山美奈・杉村明美・佐々木誓子が行った。S X07の瓦の出土状況図は大本朋弥（公益財團法人兵庫県まちづくり技術センター）の協力を得た。原稿の執筆は調査の全般・造構・出土土器については中川渉（公益財團法人兵庫県まちづくり技術センター）、出土瓦の分析については垣内拓郎（同）、編集は池田が担当した。なお、木本雅康委員からは「明石・賀古・印南郡の古代伝路」の玉稿をいただいた。

また次年度以降の調査を計画している「大市駅家」に関して、姫路市太市中に所在する向山遺跡の予備調査を実施した。

古代官道調査委員会は平成25年1月26日に開催し、4名の委員と、県教育委員会文化財課の柏原正民主査、当館の山本浩己主幹、種定淳介学芸課長、編集・執筆担当の池田・中川・垣内・明石市文化・スポーツ部の植原明嘉課長が出席した。委員会では、長坂寺遺跡の調査報告内容の検討と、「兵庫県内における古代官道に関する調査研究」の第Ⅲ期調査の事業計画についての審議を行った。



第2図 古代山陽道と周辺の遺跡

第2章 長坂寺遺跡の調査成果

第1節 遺跡の位置

長坂寺遺跡は明石市魚住町長坂寺字堀割ノ内、金ヶ崎字大三昧西に所在する。同地は標高45m前後の段丘上で、印南野台地の南西端にあたり、南西に向かって眺望が開けている。南西側には約10mの比高差をもつ段丘崖があり、その崖を刻み込む間谷谷の斜面を利用して古代山陽道が南東-北西方向に通っていたとみられる。段丘上へ上がりきったところに遺跡が位置する。

青木哲哉氏による地形環境分析〔青木2010〕によると、長坂寺遺跡から古大内遺跡にかけての古代山陽道を中心とした幅2kmの範囲では更新世段丘が、より高位のものから順に1~25面に分けられる。長坂寺遺跡が立地するのは更新世段丘5面で、そこから瀬戸川の河谷へ向かって、6~8面と次第に標高を下げてゆく。途中、長坂寺遺跡の北西13kmにある清水遺跡辻ヶ内地点では、道幅8mの古代山陽道が約40mにわたって検出されている〔明石市教育委員会2008〕。



第3図 長坂寺遺跡の位置

第2節 従前の調査

1 研究史

大正時代から瓦の散布が知られていた長坂寺遺跡について、最初にまとめた報告を行ったのが鎌谷木三次氏で、「播磨上代寺院址の研究」〔鎌谷1942〕の中で「長坂寺村庵寺」として詳しく紹介している。その時点では当時の共通認識として、瓦の出土地を寺跡として位置付けているものの、一方でこの地が『和名抄』の「邑美郷」、『続日本紀』・『日本紀略』の「邑美頓宮」にあたることを指摘している。

今里幾次氏は、播磨出土の古瓦を大系付けていく作業の中で「播磨国分寺系列瓦」を抽出し、この瓦を主体とする「A類寺院」が山陽道上にあるところから、それを各駅家に結びつけて考えた。さらに該当する駅家が文献に現れていない「長坂寺庵寺」についても、駅家の距離間隔からみて、佐突駅家と同じく延喜式に記載のない駅家である可能性を指摘した〔今里1960〕。「播磨国分寺系列瓦」はその後「播磨國府系瓦」と改称され、「国分寺Ⅱb式」としていた軒丸・軒平瓦のセットが「長坂寺式」と改まった〔今里1971〕。そして長坂寺遺跡の解釈についても一歩進んで駅家の存在を認め、邑美郷の名をとて「邑美駅家」と仮称することを提唱した〔今里1974〕。その後、長坂寺遺跡で採集される軒瓦は、長坂寺式・古大内式・本町式・北宿式・毘沙門式の5つの様式に集約されるとし、そのうち長坂寺式軒丸瓦は平城宮跡6225型式、同軒平瓦は同6667型式の影響のもとに地方化したものとみて、仮称邑美駅家の始まりを8世紀後半 - 第3四半期以降とする年代観を明らかにした〔今里1994〕。

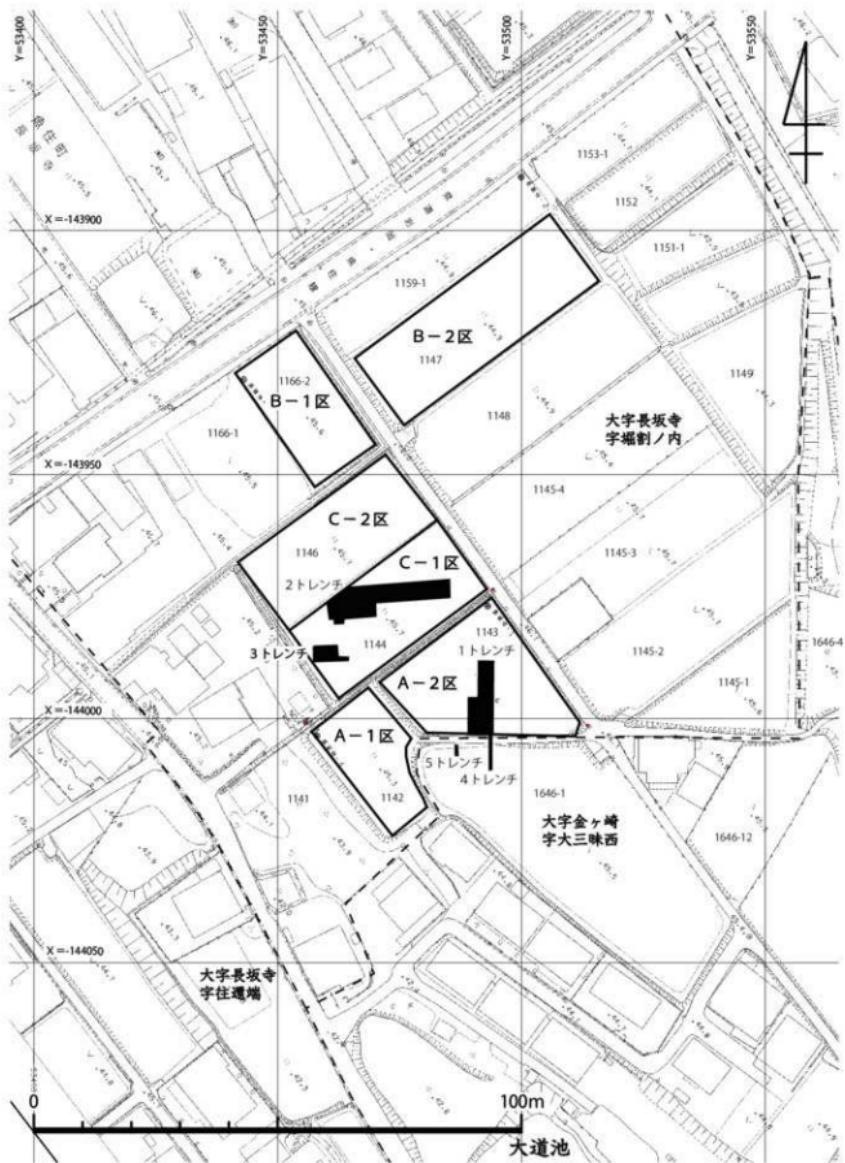
高橋美久二氏は史料の徹底した読み込みを通じて洞察によって、駅家研究に新局面を開いた。同氏は播磨国内の山陽道の駅家が、大同2（807）年の太政官符における9駅から、10世紀前半の延喜式の7駅に減るとともに、通常20匹の馬数が賀古駅家では40匹、明石駅家と草上駅家では30匹へと不自然に増えている点に着目。そこでこれを明石と賀古、賀古と草上の間に本来あった駅家が廃された結果、その分の馬数が10匹ずつ、前後の駅家に分配されたものと解釈し、後者は『続日本紀』承和6（839）年2月戊寅条に記載のある「佐突駅家」と考えた。文献に名前が残っていない前者については、今里説の仮称「邑美駅家」を支持するとともに、周辺に残る「大道池」「古前池」といった道や馬に関する地名を指摘した〔高橋1982〕。

その後、長坂寺遺跡が駅家であることは前提として扱われるようになり、仮称「邑美駅家」の名称も定着してきたとみられる〔吉本1990、岸本2006、木本2008など〕が、駅館院の位置は特定されていなかった。分布調査〔同志社大学考古学研究室1987〕や個人の収集〔明石市1985、井内古文化研究室1990〕などで瓦の資料は蓄積されてつつも、発掘調査が行われたことはなかった。

2 地中レーダー探査

平成19年度に開館した兵庫県立考古博物館が、その研究テーマとして「兵庫県内における古代官道に関する調査研究」を取り上げ、最初の対象遺跡である長坂寺遺跡と古大内遺跡の地形測量図ができるがったのは平成20年3月であった。図を観察すると、長坂寺遺跡の一角に、正方位にのっとった東西77m、南北94mのL字形の水田畦畔の存在が認められ、駅館院の痕跡を示す方形地割ではないかと考えられた（第4図）。段丘上に位置する長坂寺遺跡では、現地に立つと方位の感覚が判然としなくなるため、従来の踏査などでは指摘されてこなかったものとみられる。

方形地割の南東隅が段丘の崖沿いに固定できたことによって、駅館院の想定範囲を描くことが可能になった。この手掛かりをもとに平成21年1月にA-1・2区とB-1・2区、同年10月にC区につい

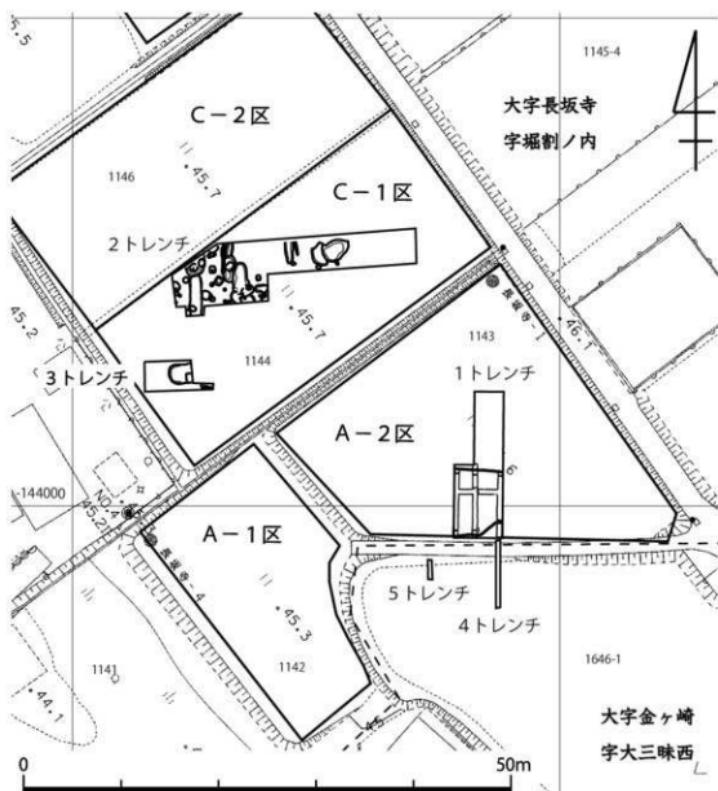


第4図 長坂寺遺跡の調査区

て地中レーダー探査を実施した（第26図）。その結果、A-2区では方形地割を示す畦畔の北側に沿って幅6～7mの帯状のラインが、C区では約6mの間隔で平行する南北方向の細い溝状のラインがレーダー画像に現れ、それぞれ方形地割の南側と西側の輪郭線を示すものと予想された。B-1区においても南北および東西方向の線形が複数認められ、関連する遺構の存在を窺わせる〔兵庫県立考古博物館2010〕。

第3節 調査区の設定

探査によって確認した方形地割の輪郭線を発掘調査によって確かめるため、平成22・23年度に確認調査を行った。遺跡の現況は水田のため、農閑期を選んで、平成22年度は平成23年1～3月、翌年度は平成24年2月に実施した（第5図）。



第5図 トレンチ配置図

1 平成22年度の調査区

平成22年度の調査は、地中レーダー探査が方形地割の南辺と西辺の可能性を示したA-2区と、C区の南半であるC-1区を対象とした。

A-2区では現在の水田畦畔の北側に沿って、東西方向に走る帯状の輪郭線がレーダー画像に現れているところから、畦畔の内側を起点に帯状の輪郭線を横断する方向で、幅3m、南北の長さ15mの1トレンチを設定した。トレンチの南半でレーダー画像と合致する溝状遺構S X01が認められたため、南端から7.5mまでの部分を西へ2m拡張した。面積は60m²である。

C-1区ではレーダー画像に現れた2本の平行ラインを横断する方向で、幅3m、東西の長さ20mの2トレンチを設定した。トレンチの西端で検出した遺構の延長を確かめるため、西側の5m分を南へ3m拡張し、さらに西へ5m伸ばしたため、クランク状の形となった。最終的にはクランクの角も掘り広げ、築地側溝とみられるS X07の部分も拡張したため、不定形な形状となっている。面積は99.5m²である。

2トレンチでは主に西側で重要な遺構が見つかったことから、古代山陽道に近い場所の状況を探る目的で、C-1区の西端に幅3m、東西の長さ5mの3トレンチを設定した。さらにS X07の延長箇所を確認するため、トレンチの南東隅から幅0.5m、長さ2m分を拡張した。面積は15.5m²である。

2 平成23年度の調査区

前年度の1トレンチで検出したS X01が築地側溝と考えられたため、その南側に沿った畦畔が築地本体の基壇の痕跡を示すのではないかと予想された。畦畔は幅約2mで、農道として利用されており、大字長坂寺と大字金ヶ崎の字界をなしている。この農道から南側の耕地までを横断するトレンチ調査によって、築地と併せて、外側の築地側溝の有無をも確認しようとした。

4トレンチは1トレンチの南東隅から幅0.5m、南北の長さ7mで設定した。しかし、4トレンチの耕地部分は擾乱を受けていたため、約7m西側の耕地部分に幅0.5m、南北の長さ2mで5トレンチを設定した。面積は4トレンチが3.5m²、5トレンチが1m²である。

第4節 遺構について

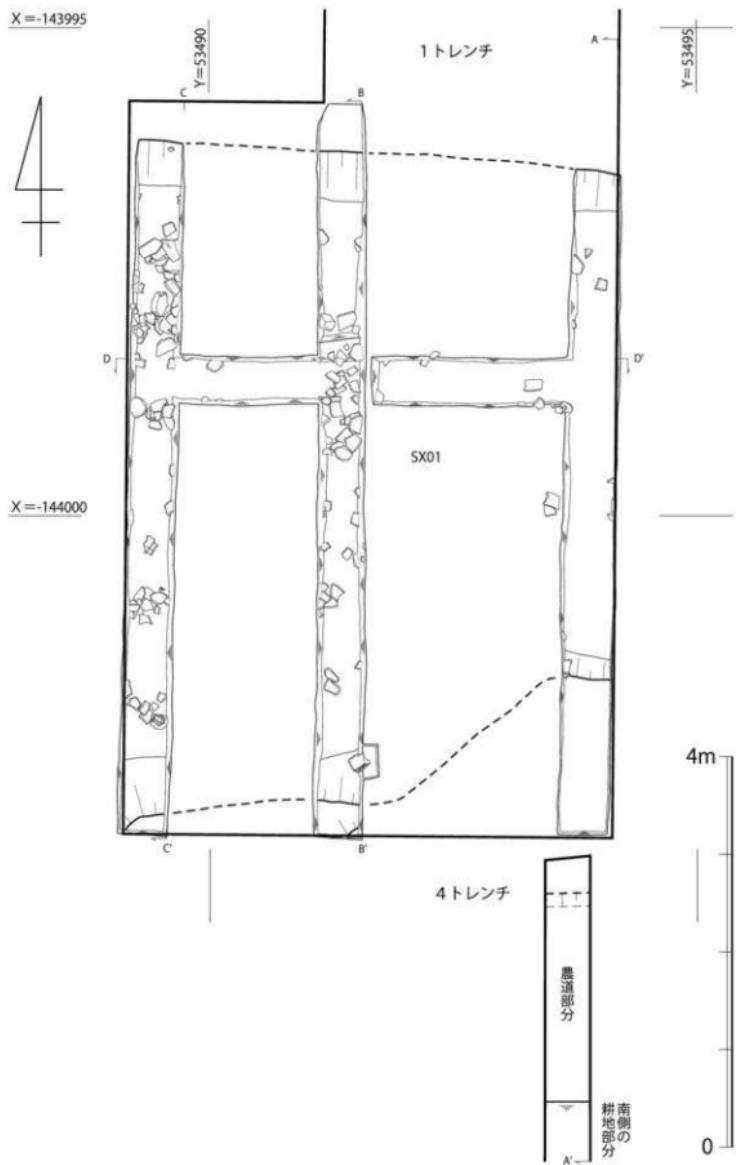
調査地の基本土層は、約20cmの水田土壌層の下に、黄褐色を呈した基盤層が現れ、遺構検出面となる。その標高は、TP45m前後である。遺跡は「明美面」と呼ばれる高位段丘面に立地しており、その段丘層が耕土直下に露出するところから、遺構面はある程度の削平を受けていることが予想された。

1 1トレンチと4・5トレンチ（第6・7図）

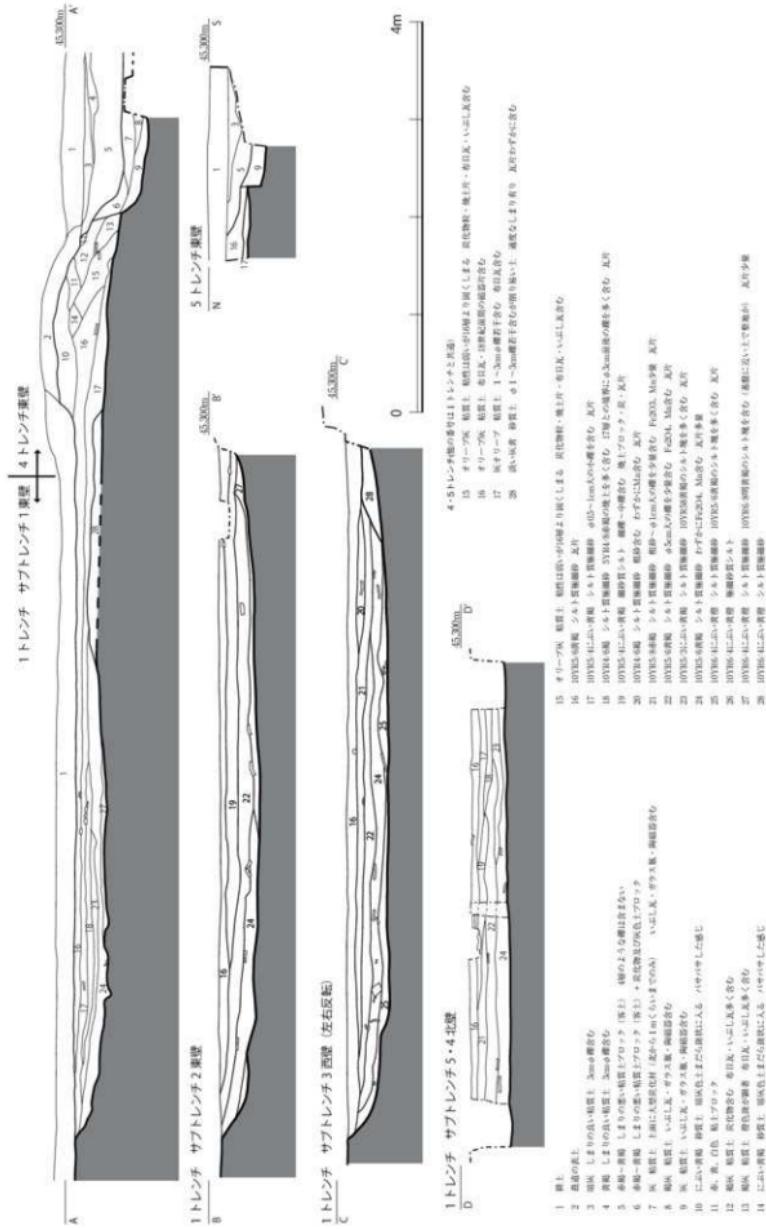
（1）1トレンチ

1トレンチでは、調査区南端から北へ7.4m付近で、東西にのびる遺構のラインを検出した。これは地中レーダーが捉えた帶状の輪郭線と符合する。この遺構S X01に対して、幅0.5mのサブトレンチを南北方向に3本、さらにそれらを東西につなぐサブトレンチを2本設定して、遺構の深さ・堆積状況を確認したところ、このS X01は東西方向に延びる、やや幅広い溝状の落ち込みであることが判明した。なおS X01より北側では耕土直下で基盤層が露出しており、トレンチ内に遺構は認められなかった。

S X01 S X01の掘り方の線形は、直線的な北辺に対して、南辺が不定形な曲線を描くため、南北の



第6図 1 レンチ 平面図



第7図 1-4 テレンチ 土層断面図

幅は5.2~7.1mと一定しない。そして底面からの立ち上がりについても、北側が角度をもって立ち上がり、検出面以上が削平されているのに対し、南側は緩やかで、肩部は検出面まで立ち上がらない。肩部の地盤高は、北肩が45.2m、南肩が45.1mで、現状で南側が北側よりも10cm低くなっている。北側が削平を受けていることを考慮すると、このSX01を境に、南北の高低差がより大きかったことが想定できる。検出面からの深さは最大で43cm、底面は平坦だが、東から西に向かって8cm/5mの傾きをもつ。SX01の北辺の方位は、W5°Nである。

埋土の層位は、大きく最下層・下層・上層・最上層の4つに分けられる。最下層（26~27層）の層厚は5~10cm、幾つかきれいな土で意識的に埋めたよう土のしまりが良く、少量の瓦片を含む。下層（23~25層）の層厚は10~20cmで、多量の瓦と少量の須恵器・土師器が含まれ、特に古大内式軒丸瓦（9・12）、須恵器壺（4・5）・甕（6）などがある。軒丸瓦は焼成不良で、胎土が非常に脆い。瓦の量は最も多いが、極端に集中する箇所ではなく、散在的である。上層（17~22層）の層厚は10~20cmで、下層との間に、部分的に焼土混じりの層がはさまっている。多量の瓦と少量の須恵器・土師器が出土しており、特に長坂寺式軒平瓦（17）と、須恵器杯身（1）などがある。瓦片の量は下層に次いで多いが、やはり散在的な状況である。埋土上面で、土壤化の影響を受けた範囲を最上層（16層）とする。ただし調査においては、厳密にこの層位に基づいた遺物の取り上げはできておらず、概ねサブトレンチの上半と下半に分けた程度である。

（2）4・5トレンチ

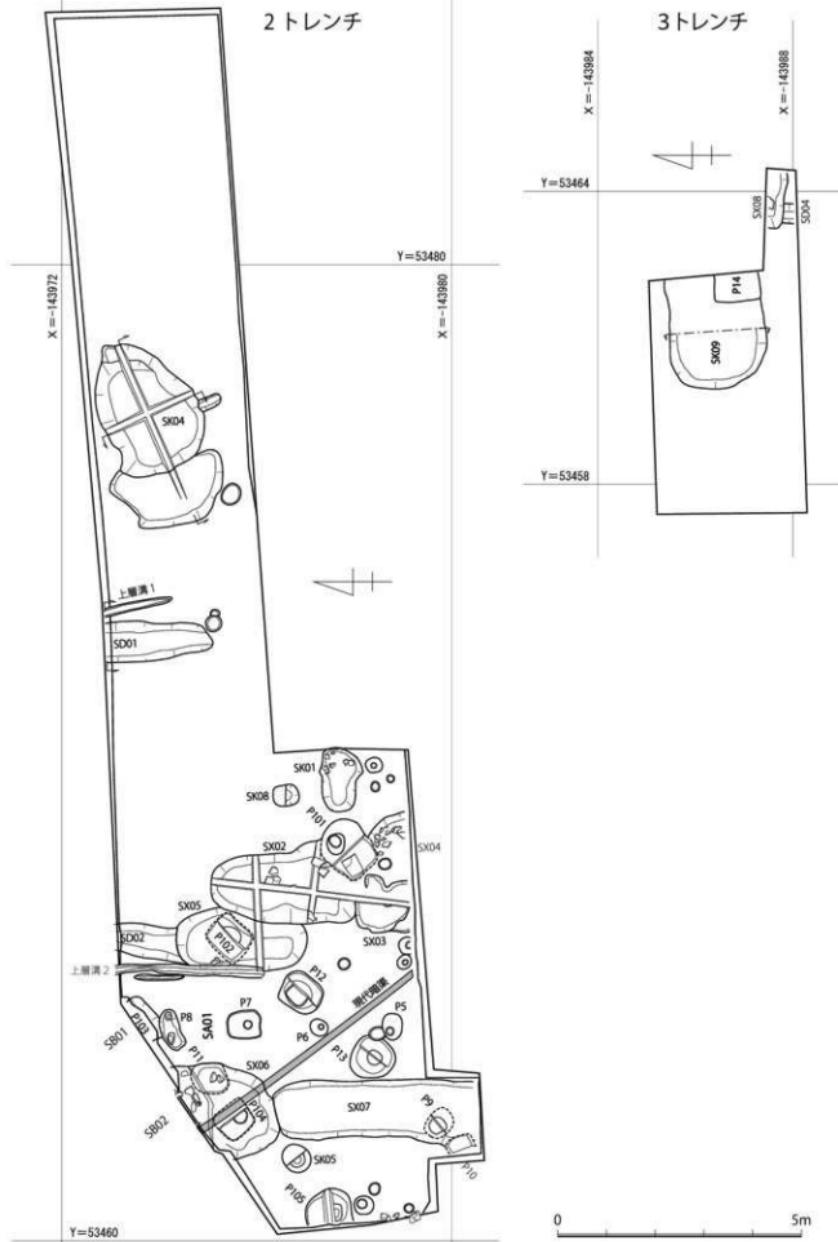
4トレンチで断ち割った農道とSX01との関係を示したのが、第7図のA-A'断面である。まず農道の表土下層から江戸時代後半以降に作られた畦畔が現れ、10~15層には古代の瓦片と近世以降の瓦片が混在していた。また16層には古代の瓦片が多く含まれるもの、近世陶器片も出土することから、ここまでが畦畔を構築する際に行われた近世以降の整地であると判断できる。16層は層位的に、SX01の埋土最上層の土壤化層につながる。

その下の17層は、SX01の埋土上層と平面的につながっており、そこには古代の瓦・土器以外、極端に新しい時期の遺物は出土しなかった。さらに4トレンチの北端で、SX01の南肩部につながる立ち上がりを検出した。前年度の段階ではこの28層は基盤層の一部と認識していたが、今回の調査でその層中から瓦片が出土し、人為的な盛土であることが判明した。この盛土は上端が南北約23m、下端が約2.6mの幅で、約10cmの厚みがあり、比較的精良な土を用いた整地層と考えられる。28層の下面是軟質岩盤の基盤層となり、その地盤高は44.9~45.0mで、SX01の北肩より現状で20~30cm低く、南側に向かってはさらに低く傾斜している。

農道南側の耕地部分については、4・5トレンチの調査の結果、明治期以降に現地表から0.9~1mほどの深さまで大きく地下げを受け、その後の埋め立て、整地によって現状の耕地が造成されていることが判明した。従って、古代の面は完全に失われており、農道より南側の状況を判断する手掛かりは得られなかった。

2 2トレンチ（第8~12図）

検出した遺構は埋土によって、①粗砂混じりのもの、②黄色味がかった灰色の砂質土、③灰白色の砂質土の3種類に分けられる。①は耕土と基盤層の間に薄く部分的に残存する洪水砂状のもので、層位的には上層に位置付けられる。それ以外は耕土直下の基盤層上面で検出できる、奈良時代を中心とした時



第8図 2・3トレンチ平面図

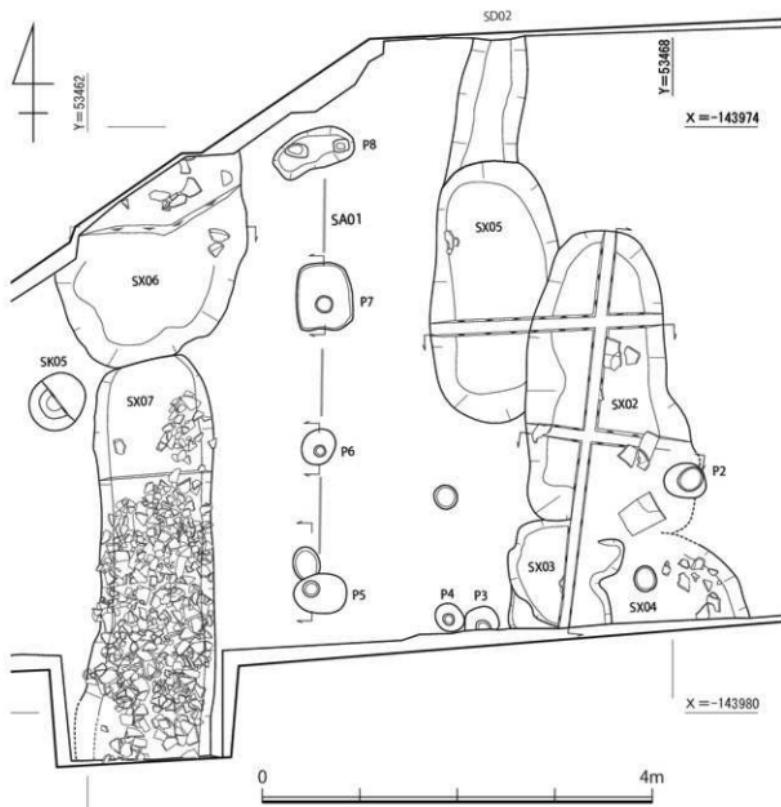
期の造構で、切り合い関係からみて②より③の方が古い。②の造構群は全体として南北の方向性をもつのに対し、③の造構群は北西～南東の方向性で捉えられる。

(1) 上層造構（第8図）

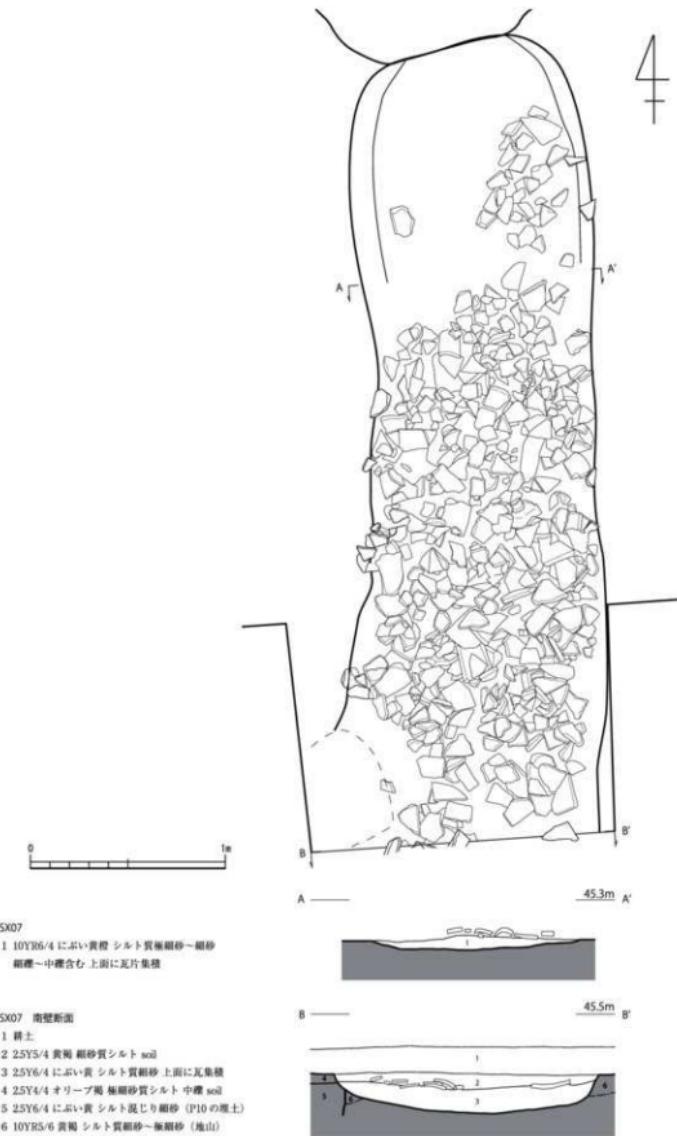
上層溝1・2 幅0.1～0.15m、深さ2～3cmのごく浅い溝2本が、約7mの間隔をおいて、ほぼ南北方向に平行していた。造構検出の際に粗砂層から備前焼片などが出土しているところから、中世以降の所産とみられる。

(2) 南北方向の造構群（第9～11図）

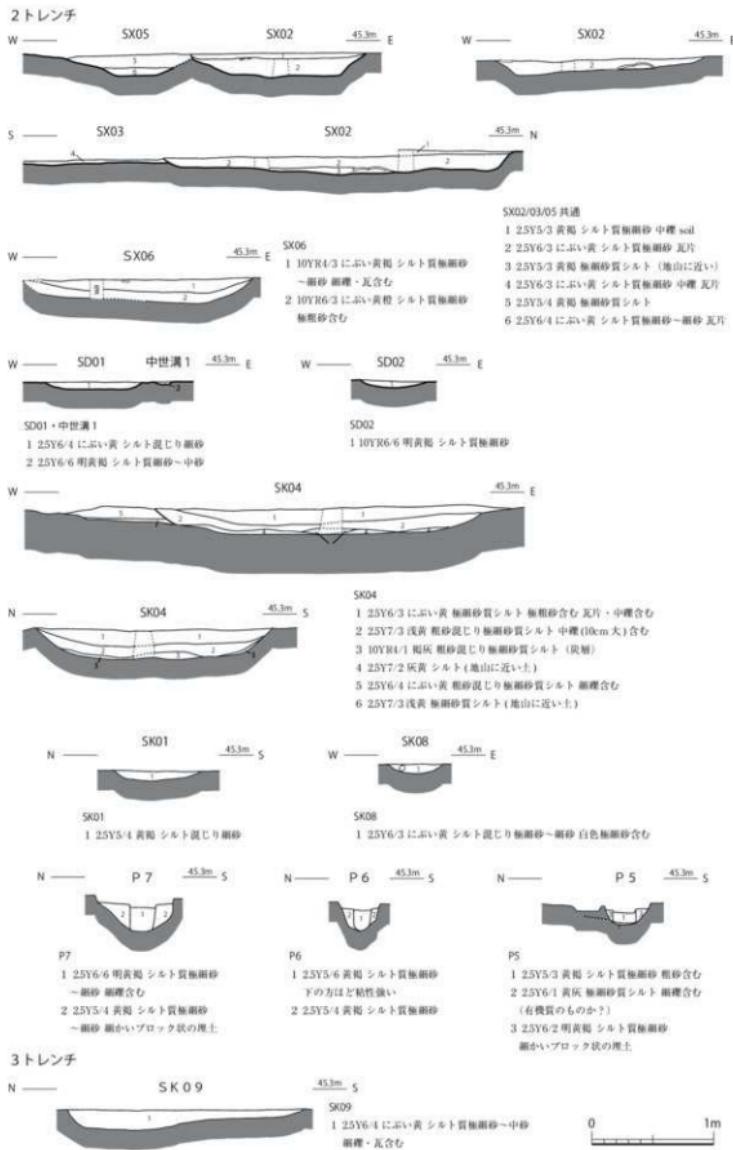
造構の大半は、調査区の西半部に集中している。検出した造構には、溝状造構・不定形な掘り込み・土坑・柱穴などがあり、築地側溝に関わるとみられる掘り込みはSX、それ以外の溝・土坑はそれぞれSD・SK、柱穴のうち、南北方向の連なりをみせる欄列はSAの略号を付している。



第9図 築地平面図



第10図 SX07 平面図・断面図



第11図 2 トレンチ坑断面図

遺構は耕土直下で検出し、地盤高は45.2m前後ではほぼ平坦である。

S X02~04 調査区の西端から7m付近で、南壁から4mほどの範囲に、S X02~04とした不整形な掘り込みが南北に連なっている。S X02は南北に細長く、長さ3.0m、幅1.4~1.7m、深さ20cmである。断面観察ではS X03を切っているとしたが、ほぼ同質の埋土で判断としたものではない。遺物は瓦・須恵器の破片があり、点数はそれほど多くないが、下層から完形もしくは完形に近い平瓦が3点（46・48・74）出土している。

S X03とS X04はともに不整形に掘り込まれ、輪郭線や切り合い関係は不明である。南半は調査区外へ延びており、検出範囲内の南北の長さは1.1m、東西の幅は両者あわせて2.45m、深さはS X03が10cm、S X04がやや浅く6cmほどである。S X03からは少量の瓦片が、S X04ではそれよりやや多い瓦片と須恵器片が出土している。

S X05 S X02の北西側に位置し、南東辺をS X02に切られている。形状はS X02と同様南北に細長く、長さ2.7m、幅1.25m、深さ17cmである。遺物は少量の瓦片がある。

S X06 調査区の西端から2m付近に位置しており、南端はS X07の北側に接し、北半は調査範囲外へ続く。形状は不整な楕円形で、検出範囲内の南北の長さは2.2m、幅1.9m、深さ20cmである。遺物は瓦・須恵器片があり、瓦はおもに上層から出土している。

S X07 調査区の西端から2m付近に位置する。S X06の南側に接する北端から南北方向に延びる溝状の掘り込みで、その延長はさらに調査範囲外へ続く。検出範囲内の南北の長さは4.1m、幅1.1~1.35m、深さ20cmである。遺構内は数cm~20cm大の瓦片で埋め尽くされているが、接合関係は認められず、二次的に運ばれてきたのは明らかである。遺物は他に、少量の須恵器片が出土している。埋土の下層にはほとんど遺物は含まれておらず、10cm前後の厚みで下層が堆積した後に瓦を一気に充填したような状況で、無作為な廃棄というよりは、埋め立てて整地するような意図が感じられる。

S A01 S X06・07の1m東側に、4つのピット（P5~P8）が直線的に並ぶため、南北方向の柵列としてとらえた。柱穴P5は0.38×0.54mの楕円形で、深さ17cmの掘り方に、径19cmの柱痕が認められる。柱穴P6は径0.35mの円形で、深さ24cmの掘り方に、径15cmの柱痕が認められる。柱穴P7は0.35×0.29mの方形で、深さ30cmの掘り方に、径21cmの柱痕が認められる。これらの柱穴は、掘り方の平面形はさまざまであるが、断面形はいずれもボウル状を呈する。P8は幅0.4m、長さ0.85m、深さ10cmの東西に細長く浅い掘り込みに、径0.15×0.2m、深さ5cm程度の小さなピットが2つ並ぶという独特な形状を呈する。いずれからも遺物は出土していない。

これらのピットの間隔は1.45~1.55mではほぼ揃っており、一連のものと考えられる。P8の性格は不明だが、いずれも掘り込みが弱く、柱も細いため、仮設的なものの可能性もある。

S D01・02 上層溝1・2と概ね重複するような位置に、幅0.7~0.8m、深さ5cmの浅い溝2本が、約6mの間隔をおいて、南北方向に平行していた。地中レーダーの画像に映っていたC区の2本の細い溝は、位置関係や間隔などからみて、この溝か、もしくは上述の上層溝1・2が該当する可能性が高い（第26図）。S D02はS X05に切られている。遺物はS D01から須恵器・土師器、S D02から瓦・須恵器の破片が出土している。

S K01 S X02の東側1m付近の南寄りに位置する。形状は不整な楕円形で、東西の長さは1.3m、幅0.7~0.9m、深さ8cmである。遺物は瓦片と土師器皿の底部が出土している。

S K04 調査区の東半部に位置し、S D01から東へ約2mの間隔がある。トレンチ内では、このS X

04より東側に遺構は見つかっていない。不整な楕円形の掘り込みに切られる形で、西側に一段深い土坑が併い、両者を一体としてとらえた。この段階の遺構群の中では唯一、軸線が正方位からはずれしており、東北東－西南西を向いている。全長は3.9m、深い掘り込み部分の長さは2.9m、幅1.9m、最深部の深さ24cm、西側の一段深い部分の深さ12cmである。最下層に炭のかたまりや灰を含んでおり、火を焚いた痕跡を示す。遺物は瓦・須恵器片が出土しており、須恵器壺（7）を図化している。

S K05 S X07北端の西側付近に位置する。形状は円形で、径0.55～0.6m、深さ5cm程度である。遺物は出土していない。

S K08 S X02の東側1m付近に位置する。形状は楕円形で、南北の長さは0.53m、幅0.45m、深さ7cmである。遺物は出土していない。

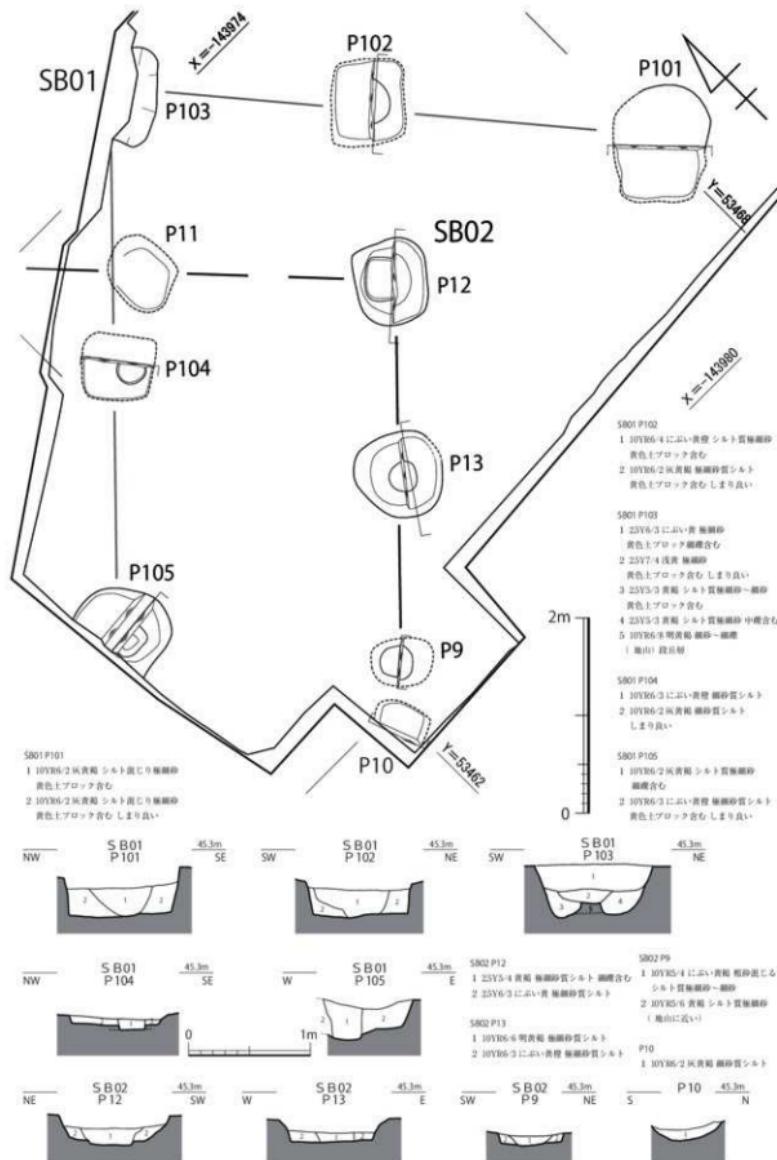
（3）北西－南東方向の遺構群（第12図）

遺構は、調査区の西端から8.5mの範囲内で見つかった。検出したのは10ヶ所の掘立柱で、2棟の建物跡（S B01・02）が復元できる。

S B01 掘立柱建物S B01は大型の柱穴P 101～P 105からなり、現状で北東辺の側柱2間、北西辺の側柱2間分が復元できる。P 103は建物の北隅にあたるが、建物が南北方向に長い南北棟になるか、南北方向に長い東西棟になるかは未確定である。ただしP 105の1間分南東側には対応する柱穴が認められなかっただため、建物が南北側に延びることは確実である。柱穴の掘り方は方形を基本とするが、1つの辺が円くなるP 101・P 105のような形状もある。柱穴の埋土はよく締まった精良な砂質土からなり、柱の痕跡が不明瞭なことから、抜き取られた可能性もある。掘り方の大きさは、P 101が北西－南東方向0.95m×北東－南西方向1.2m、深さ40cmで、以下同様に、P 102が0.75×0.9m、深さ30cm。南東半部のみを検出したP 103が0.3m以上×0.95m、深さ44cm、P 104が0.75×0.7m、深さ15cmである。P 105については、唯一掘り方が正方位を向いており、南北0.95m×東西0.74m以上、深さ33cmである。他の遺構との関係は、P 101が西側の肩をS X02・04に、P 102が上部をS X02に、P 103が南側の肩をP 8に、P 104が上部をS X06に、それぞれ切られており、上部を削平されたP 102・104の深さは検出面からの値である。掘り方の中心間の距離は、北西－南東方向が2.8m、北東－南西方向が2.7～3.0mで、北東辺の柱列の方位はおよそN 40°Wである。遺物は、P 104の掘り方から土師器の細片が出土したのみである。

S B02 掘立柱建物S B02は柱穴P 9・P 11～P 13からなり、現状で北東辺の側柱1間、南東辺の側柱2間分が復元できる。P 12は建物の東隅にあたるが、建物が南北方向に長い南北棟になるか、南北方向に長い東西棟になるかは未確定である。ただしP 9・P 13の1間分北西側には対応する柱穴が認められなかっただため、建物が北東側と南北側に延びることは確実である。柱穴の掘り方は、径75～90cmの円形か不整方形で、S B01より一回り小さい。柱穴の埋土は精良な砂質シルトで、柱の痕跡が不明瞭なことから、抜き取られた可能性もある。掘り方の大きさは、P 12が北東－南西方向0.9m×北西－南東方向0.75m、深さ24cmで、P 13が径0.9m、深さ19cm。S X06に上部を削平されているP 11は、径0.7mほどの不整円形で、深さ10cmほどが残存している。掘り方には15～20cm大の礫が入っていた。S X07の瓦を取り上げた下面で検出したP 9は、径0.5～0.6mの不整円形で、深さ10cmほどが残存している。掘り方の中心間の距離は北東辺が2.5m、南東辺が2.0mで、南東辺の柱列の方位はおよそW46°Sである。遺物は出土していない。

S B01とS B02は重複しているが、柱穴同士の切り合がなく、その前後関係は不明である。ただし



第12図 捨立柱建物平面図・柱穴断面図

南北方向の遺構群より古いことは明らかで、柱穴の埋土に瓦は含まれていない。

P 10 東半部のみを検出した。掘り方は南北辺が0.55mの方形で、深さ10cmほどが残存している。断面形は皿状を呈しており、柱穴ではなく、浅い土坑の可能性もある。また S X07の瓦を取り上げた下面で検出し、S B02の柱列と同一線上にあったため、掘立柱建物の遺構群で取り扱ったが、遺物は出土しておらず、所属を判断する決め手はない。

3 3 トレンチ（第8・II図）

トレンチの東半部では耕土直下で遺構が検出できるが、西半部では西に向かって傾斜しており、遺構検出面との間にシルトブロック混じりの盛土層が入ってくる。地盤高は東端で45.1m、西端で44.9m以下である。ただし水田の現状復旧を考えて、西半部については面的な掘り下げを行っていない。

検出した遺構には土坑状の掘り込みと、溝・柱穴がある。このうち S X07の南延長線上にある S X08は、築地側溝関連遺構として捉えた。

S X08 S X07の延長箇所を確認するためのトレンチ内で、東西の幅0.6m以上、深さ20cmの掘り込みを検出した。全体を確認したわけではないが、S X07の南延長線上に位置しており、関連するものとして考えておく。埋土から瓦片が出土しているが、S X07のような密集した状況ではない。

S D04 南北方向の溝で、北側を S X08に切られているため、検出した延長は0.2mのみである。溝の幅0.4m、深さ10cmで、遺物は出土していない。

S K09 調査区の東半部に位置し、東側の延長は調査区外へ続く。溝状に浅く掘り込まれた東西方向の土坑で、検出範囲内の東西の長さは2.3m、幅1.94m、深さ16cmである。遺物は須恵器蓋（3）が出土している。

P 14 S K09の埋土を掘り込んでおり、東端は調査区外である。掘り方は軸線が正方位の方形で、南北辺の長さが0.95mである。検出したのみで、掘削はしなかった。

なお、各トレンチの遺構番号には、調査時と報告時で番号を変更したものがあるため、最後にその対照表を掲げておく。

第1表 遺構番号対照表

地区名	報告番号	旧番号	地区名	報告番号	旧番号	地区名	報告番号	旧番号	地区名	報告番号	旧番号
1Tr	SX01		2Tr	SD02		2Tr	P5		2Tr	P101	SK07
2Tr	SX02	瓦溜2	2Tr	SK01	—	2Tr	P6	—	2Tr	P102	—
2Tr	SX03	—	2Tr	SK04	SX06	2Tr	P7	—	2Tr	P103	—
2Tr	SX04	—	2Tr	SK05	—	2Tr	P8	—	2Tr	P104	—
2Tr	SX05		2Tr	SK08		2Tr	P9		2Tr	P105	SK06
2Tr	SX06	SK04	2Tr	P1	—	2Tr	P10	—	3Tr	SX08	SX07
2Tr	SX07	瓦溜1 SD03	2Tr	P2	—	2Tr	P11	—	3Tr	SD04	—
2Tr	SD01		2Tr	P3	—	2Tr	P12	SK02	3Tr	SK09	—
				P4		2Tr	P13	SK03	3Tr	P14	

第5節 遺物について

出土遺物はほとんどが瓦で、28リットル入りのコンテナで49箱分の出土量があった。それ以外には少量の須恵器・土師器があつたのみである。遺構の埋土からは削られたような石も出土したが、加工された石製品などは認められなかつた。

1 土器（第13図）

出土土器のうち須恵器8点を図化した。土師器には図化できるものはなかつた。

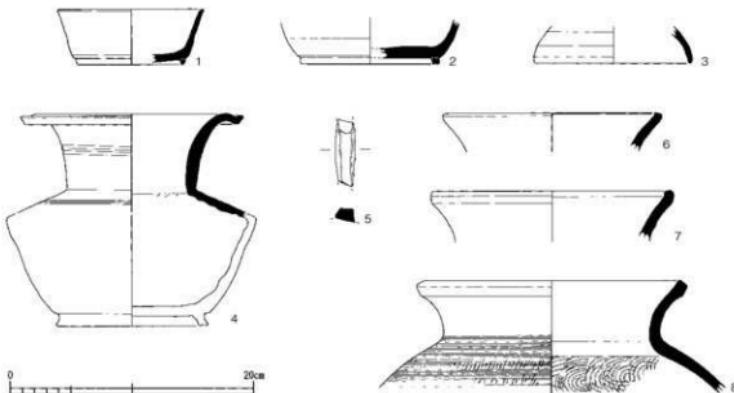
1は小型の杯Bで、ほぼ全体を復元できる。体部は直線的に立ち上がり、端部が開き気味におさまる。器壁は薄く、外面の調整もシャープで、高台外面まで再調整している。底部外面の切り離し痕は不調整である。2は杯Bで、口縁部を欠失する。体部外面の調整はシャープで、高台外面まで再調整している。底部外面は切り離し痕を回転ケズりで消した後、ハケ状工具で仕上げナデする。胎土は灰白色を呈する。

3は楕形の蓋で外面は回転ケズりで調整する。杯Gのセットと思われるが、外面に自然釉がかぶつており、壺類の蓋の可能性もある。

4は広口壺で、口縁部と肩部が打ち欠かれたような状況で、約1/5ずつ残存していた。口縁部は大きく開いて反転し、端部をつまみ上げる。頭部と肩部には二条の沈線を巡らしている。頭部付け根の内面には、ユビオサエの痕跡が認められる。体部以下を欠失するが、加古川市中谷4号窯の類似品をもとに復元すると、口径と器高が1:1程度で、肩の張った器形になるとと考えられる。

5は断面台形の直方体を呈し、台形の底辺側の1面には剥離痕跡があつて、平坦な面に貼り付けられていたことがうかがえる。端面の片方にも剥離痕があり、他方は折れている。壺もしくは特殊な器形とセットになる突帯の一部と考えておく。

6~8は壺の口縁部である。口縁部は短く開き、端部が内湾気味におさまる。7・8の口縁端部は四角く肥厚する。8の肩部外面は縱方向の平行タタキをカキメで調整し、内面には同心円タタキが残る。



第13図 出土土器

2 瓦

今回の長坂寺跡の調査では一定量の瓦が出土している。出土瓦の種類は、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・鬼瓦・熨斗瓦が認められた。ここでは、出土瓦のうち軒瓦、丸瓦、平瓦について型式分類を行った結果を報告し、鬼瓦、熨斗瓦については個別に報告する。

なお、播磨で出土する古瓦については、今里幾次氏によって重要な研究がなされており、出土瓦の様式分類の提示と「播磨国府系瓦」などの高次の概念を提唱している（今里1980・1995など）。今里氏による様式分類を今里分類と呼称し、適宜今回の型式分類との比定も行う。

（1）軒丸瓦（付図1　付表1）【図版1　写真図版16】

今回の調査では、6点の軒丸瓦が出土している。遺存状況は悪く、全て破片資料である。これらのうち、瓦当文様を基準にしてNM1とNM2の2型式に分類できた。また、瓦当部が認められるものの、文様が判別できないものについては不明軒丸瓦とした。

なお、軒丸瓦の各部名称、各計測部位等については付図1に示した。

NM1（9～12）【図版1　写真図版16】

NM1は、単弁蓮華文である。9～12の4点が出土している。今回出土したものは全て遺存が悪いが、蓮弁の形状・配置から、今里分類の「古大内式」に該当する単弁十三葉蓮華文に復元できる。ただし、I型かII型か不明である。

蓮弁は、やや肉彫り風であるが、凸型棒状に表現され、その蓮弁の輪郭をやや太い凸線が囲む。蓮弁は基部から中央付近にかけて膨らんで、幅・高さがわずかに大きくなり、端部で丸く収まる。蓮弁の基部は中房部へ取り付く。開弁は存在しない。今回確認できた資料では、中房部が欠失して確認できず、中房形態、中房蓮子数等は不明である。外区には文様はない。周縁は素文の直立平縁である。瓦当直径は、復元で15cmを測る。

瓦范の形態については、良好な資料がなく不明であるが、周縁幅・高ともに一定であることから、周縁外側まで被るAタイプ（近藤1982）とみられる。枷型痕は認められず、その有無は不明である。瓦范への粘土の詰め方は、まず内外区に厚さ約1～2cmの粘土板を詰め、次に周縁部に粘土を詰める。

丸瓦は接合式で、内区蓮弁部外半の裏側に相当する位置あたりに貼り付け、丸瓦凸面・凹面に粘土を補填する。12は、粘土補填後に凸面側を丁寧にタテナデして仕上げる。接合時には、瓦当部や丸瓦端部には加工はなされない。ただし、12は丸瓦広端部凹面には幅3.7cmの浅いヨコケズリが施される。また、12は、丸瓦凹面を部分的にタテナデして布目が消される。

瓦当裏面は、ナデ調整によって仕上げられる。9・11には、やや強いタテナデを平行かつ連続的に施す。また、9は瓦当裏面下端部を瓦当側面の円弧に沿って、丸瓦接合位置までヨコナデする。

瓦当側面は、ヨコナデ調整される。

胎土は、基本的にやや粗く、砂粒（φ1mm）を微量含むが、10のようにやや密なものまである。焼成は基本的に軟質で、色調は外面が暗褐色、断面褐色を呈するが、10は色調が外面淡橙色～灰白色、断面灰白色を呈する。

NM 2 (13) [図版1 写真図版16]

NM 2は、重圓文軒丸瓦である。13の小破片1点のみが確認できた。外区部分に唯一残る二重の凸型圓線の文様が周縁の内側基部に隣接して認められることから、今里分類における「北宿式」に該当する変形三重圓文軒丸瓦として分類できた。

13の文様である2本の圓線は、北宿式軒丸瓦の外側二重圓目と三重圓目にあたる。重圓文は断面半円形で、二重圓目は他の圓線より太くなる。重圓文の径は、二重圓目が推定11.4cm、三重圓目が推定14.4cmである。周縁は素文直立平縁で、周縁高0.5cm、周縁幅1.35cmを測り、瓦当径は推定16.8cmになる。

瓦筋の形態は、13の圓線に範型のアタリ痕が認められることからAタイプと判断できる。枷型の有無については遺存状況が悪く不明である。瓦筋への粘土の詰め方は、まず文様部へ薄く粘土を詰めた後、次に周縁部へ粘土を詰める。そして、文様部に詰めた粘土の上からさらに粘土を付加して、文様部と周縁部に詰めた粘土の間を埋め、瓦当部に厚みを持たせる。

丸瓦は、文様部の二重・三重圓文の裏側に相当する位置に丸瓦端部を貼り付ける。13では、丸瓦設置箇所の当たりを付けるために、接合部に瓦当の円弧に沿った強いヨコナデを施し、接合溝が作られる。その他、接合する丸瓦や調整等については不明である。

胎土はやや粗く、砂粒（ ϕ 2mm）を少量含む。焼成はやや軟質で、色調は燃し焼きによって外面が灰黒色、断面灰色を呈する。

不明軒丸瓦 (14) [図版1 写真図版16]

14は、軒丸瓦周縁部の破片である。わずかに外区部分が残るが、摩滅により文様の存在は判然とせず、不明軒丸瓦とした。周縁幅1.7cm、周縁高0.7cmを測る。胎土はやや粗く、砂粒（ ϕ 1mm）を少量含む。焼成は軟質で、色調は外面淡橙色、断面黄灰色を呈する。

(2) 軒平瓦 (付図1・2 付表2) [図版2 写真図版17]

今回の調査で出土した軒平瓦は5点である。瓦当文様からNH 1～3の3型式に分類できた。また、瓦当部が認められるが、欠損や摩耗により文様が判別できないものを不明軒平瓦とした。

なお、軒平瓦の各部名称、各計測部位等については付図1に示した。また、胎土・焼成・色調については特記すべきものがない限り省略した。適宜、遺物観察表を参照されたい。

NH 1 (15) [図版2 写真図版17]

NH 1は、唐草文である。15の破片資料1点のみが確認できた。15は瓦当の外側部にあたり、最端部の唐草文と脇区及び上外区の珠文（脇区：3点、上外区2点）、これらと内区を区別する界線が残る。唐草文は、上方に巻き込むものが見られ、その基部には左斜め下を向く雷状の表現が認められる。この文様の特徴から、今里分類における「古大内式」軒平瓦に該当する均整唐草文として分類できた。ただし、瓦当に傷が確認できないため、甲類・乙類か判断できない。

15は欠損が激しいため、周縁・顎部形態については不明である。瓦当上縁は約5cm幅でヨコケズリを施す。顎部は剥離しており、形態は不明である。胎土はやや粗く、砂粒（ ϕ 1mm）を少量含む。焼成はやや軟質で、色調は燃し焼きによって外面が黒色、断面暗褐色を呈する。

NH2 (17) [図版2 写真図版17]

NH2は均整唐草文軒平瓦で、今回の調査では17の1点が確認できた。凸線で、内区と外区を区画し、内区に均整唐草文を、外区に珠文を施す。唐草文の中心飾りは、欠損して明らかでない。しかし、唐草文の特徴と珠文数とその配置から、今里分類の「長坂寺式」に該当する。周縁は幅0.8cmの直立縁で、瓦当文様の深さは0.2cmである。

17は、周縁部側縁側の幅が1.7cmあり、その中央部には深さ0.2cmのヘラキザミ状のスジが施されている。ヘラキザミ状のスジより内側の周縁部は、幅0.8cmと一定しており、通常の周縁幅0.8cmの外側に沿ってスジが施されていることがわかる。瓦筋がBタイプで、その外側をはみ出る粘土を、瓦筋の周縁部に沿って切り取る際に付いた、キリトリスジとみられる。

頸部形態は、曲線頸IIで頸面幅は2.5cmを測る。瓦当部と頸部は平瓦広端部に粘土を貼り付けて成形される。頸面及び頸部裏面はヨコナデ調整される。17の破面を観察すると、平瓦部の胎土は密で黒色の夾雜物が多く顯著に認められるのに対し、貼り付ける瓦当部及び頸部の胎土は密だが黒色夾雜物が認められず、瓦当部と平瓦部に用いる粘土が違うことがわかる。平瓦凹面瓦当側はヨコケズリが施されて布目は残らない。また、側縁部凹面には瓦当より10cmの位置にいわゆる「棒状圧痕」が残る。平瓦部凸面は全面にタテケズリが施される。

NH3 (16) [図版2 写真図版17]

NH3は唐草文で、16の1点が出土している。

瓦当文様は、凸線で内区と外区を区画し、内区に唐草文を施し、外区に珠文を施す。NH4と文様構成は類似するが、唐草の巻き込みがNH2に比べて大きく、珠文の配置が異なる点で区別できる。瓦当文様の深さは0.4cmである。周縁は直立縁で、幅は基本的には0.8cmを測る。文様の特徴から、今里分類の「北宿式II型」に該当する。

16は、平瓦部に瓦当部と頸部の粘土を貼り付けて、曲線頸IIの頸部が成形される。頸面は幅3cmで、ヨコケズリされ、頸部裏面はヨコナデされる。瓦当上縁は幅5cmのヨコケズリを施す。平瓦部凸面はタテケズリされる。

不明軒平瓦 (18・19) [図版2 写真図版17]

欠損等により文様が判別できない不明軒平瓦は18、19の2点が出土している。

18は、外側部の破片である。わずかに外区部分が残り、珠文が2つ確認できる。瓦当上縁部は幅3cmの浅いヨコケズリが施される。平瓦部の凹面には布目が残り、側縁部凹面には瓦当面より5.2cmの位置に棒状圧痕が認められる。頸部形態は剥離しており不明である。

19は、瓦当上縁部の破片である。上外区に珠文が1点と直立平縁の周縁が認められる。周縁外側には幅0.4cmの段差が認められ、瓦筋がAタイプであることがわかる。瓦当上縁の幅4.7cmのヨコケズリが施される。頸部は剥離しており、形態は不明である。平瓦部の凹面には布目が残り、側縁部凹面には瓦当から5cmの位置に棒状圧痕が認められる。

(3) 丸瓦 (第14~16図 付図3~6 付表3) [図版3~8 写真図版18~20]

今回の調査で出土した丸瓦の出土量は7647kgである。しかし、その大半は細かな破片であり、型式

分類でき、また図化に耐えうるものはわずかであった。その中でも、今回の調査で確認できた丸瓦は全て玉縁を持つ有段丸瓦で、玉縁部をもとにM1～8類に型式分類できた。それ以外に、図化可能な広端部のみの破片で上記の型式に分類できない資料については不明丸瓦として取り扱う。

丸瓦の玉縁部は、破片資料の場合でも特徴を認識しやすく、型式分類の基準としやすい。また、玉縁部の計測値の近似性が屋根上での組み合わせに関する有益な情報になると考えられる。型式分類指標としたのは、主に規格、技術的特徴とその組み合わせである。当該報告における具体的な観察視点や術語等については、付図3～6および付表3に詳細を提示しており、適宜参照されたい。

なお、丸瓦の製作技術やそれに関する用語法については大脇潔の研究（大脇1991）を参考にした

①玉縁部側面観分類（付図4）

丸瓦玉縁部を水平面に正置した時に側面からみた形態は、玉縁部の上部と下部の二つの視点の組み合わせによって類型化される。上部については、玉縁が胴部から比較的水平に伸びるもの（I型）と下方へ傾斜して伸びるもの（II型）の二つに大別できる。次に、下部については、玉縁部側縁が設置面に対して平行するもの（A型）、玉縁部側縁のみが上方に傾斜して伸びて設置面から離れるもの（B型）、胴部狭端側縁から玉縁部側縁にかける部分が上方に傾斜して伸びて設置面から離れるもの（C型）に分類できる。したがって、側面観は、上部と下部の組み合わせによって6つの型に分類できる。その際、上部・下部の記号の順に表記し、さらに「型」の語を加えて、例えばII B型というように呼称する。

なお、下部の側面形態は玉縁側縁凹面のケズリ調整に対応する。A型は、玉縁側縁凹面を独立してケズリを施さず側縁が設置面と接する（整形・乾燥・焼成時等の歪みによる不接地は除外）。B型は、玉縁側縁凹面のみに、C型は胴部狭端側縁から玉縁側縁凹面にかけてケズリを施して設置面から離れる。

②側端のケズリと断面形の分類（付図5）

丸瓦側端部のケズリは基本的にタテケズリで、次の7種類に分けられる。

ケズリ a 側面全幅を水平に削る。ケズリ面は設置時に比較的水平になる。

ケズリ a I 側面全幅を凹面側に傾けて削る。ケズリ面は設置時に凹面側に傾く。

ケズリ b 側縁凹面側を幅広く深く削る。ケズリ面は設置時に凹面側に傾き、側面よりもケズリ面の幅が広い。

ケズリ b I 側縁凹面側をやや幅広く深く削る。ケズリ面は設置時に凹面側に傾くが、側面とケズリの幅がほぼ同じになる。

ケズリ c 側縁部凹面側の角を少し削る。ケズリはおおよそ面取り程度で、わずかに削ってケズリ面が狭いものからやや深く削ってケズリ面の幅がやや広くなるものもある。

ケズリ c I 凸面側をケズリ c と同程度に削る。

ケズリ d 側縁凹面側を浅く面的に削る。ケズリ面は側縁にほぼ平行する。

③側端部ケズリの組み合わせと側端部断面類型（付図6）

丸瓦の側端部断面形は、②のケズリの組み合わせによって30個に類型化できる。まず、側端部断面形の全形を左右するケズリ a、a Iを基礎にそれぞれI、IIに区分し、ケズリの回数及びケズリを施す位置によってさらにA～E型に区分する。A型は、ケズリを側面に1回施す。B型は、側面と側縁凹面の

計2回のケズリを施す。C型は、側面1回及び側縁凹凸面各1回の計3回のケズリを施す。D型は、側面に1回及び側縁凹面に2回の計3回のケズリを施す。E型は、側面に1回及び側縁凹面に2回、凸面側に1回のケズリを施す。そして、組み合わさるケズリの種類によって、Aは1つ、B・Cは1~4の4つに、D・E型は1~3の3つに、さらにそれぞれ類型化できる。これらの組み合わせを、ローマ数字、アルファベット、アラビア数字の順に表記し、「型」の語を加えて、例えばII B 2型のように呼称する。

なお、ケズリについては、例えばadc1のようにケズリの種類を順に示すことで、ケズリの順番と組み合わせを表記する。

④丸瓦の分類（第14~16図　付表3）

次に今回の調査で出土した丸瓦の型式分類の結果を示す。その際、端部のケズリや断面形についての記述や、胎土・色調・焼成について特別必要でない限り本文では記述しない。適宜、遺物観察表（付表5）及び型式分類表（付表3）を参照されたい。

M 1 類（20~22）〔図版3・4　写真図版18〕

M 1 類は、第一次成形が粘土板模骨巻き作りである。全長41.7cm、胴部長35.1cm、玉縁部長6.0~6.6cmを測る。全長、胴部長は、今回の丸瓦の中では最も大きい。胴部広端内側幅は不明だが、玉縁部広端外側幅は13cmを測る。くびれ部の横断面形は、胴部から玉縁部へ移行する境界部分（以後、くびれ部変化点）は屈曲するが、そこから玉縁端凹面へ移行する断面ライン（以後、くびれ部断面ライン）はなだらかである。くびれ部は、今回型式分類した丸瓦のなかでも比較的厚く作られる。くびれ部広端側屈曲部から玉縁端までの長さ（以後、くびれ部-玉縁端長）は8.9~9.3cmを測り、後述するM 2・4・5類の計測値と近似する。玉縁部凹面のヨコケズリは、くびれ部の手前までケズリ幅は6~7cmになる。

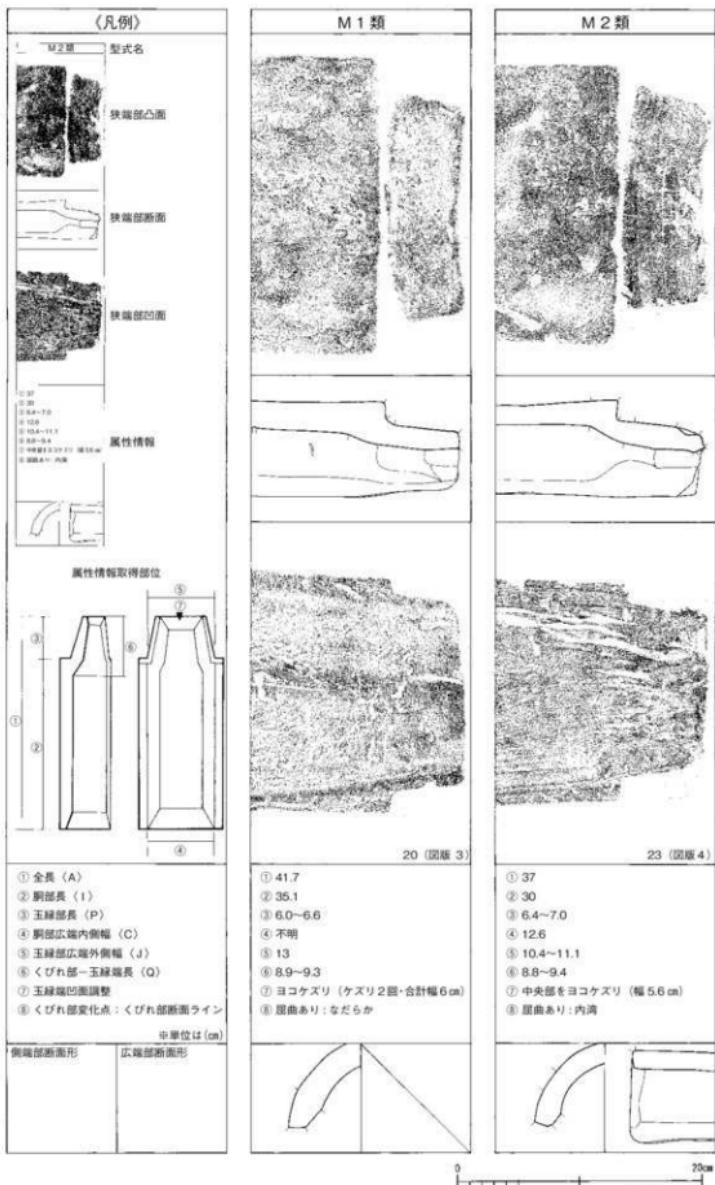
20は、玉縁部のみが残る。玉縁部凹面は、2回ヨコケズリし幅6cmに及ぶ。21は、唯一全長が判明する資料である。胴部広端凹面は幅2cmのやや深いヨコケズリが施される。側面および側縁凹面側は、胴部から玉縁部まで一気にタテケズリが施される。22は玉縁部の破片資料である。

焼成は概して軟質で灰白色~黄灰色を呈する。胎土は、やや密で砂粒（ ϕ 1mm前後）を少量含んでおり、H 5類との共通性が伺える。

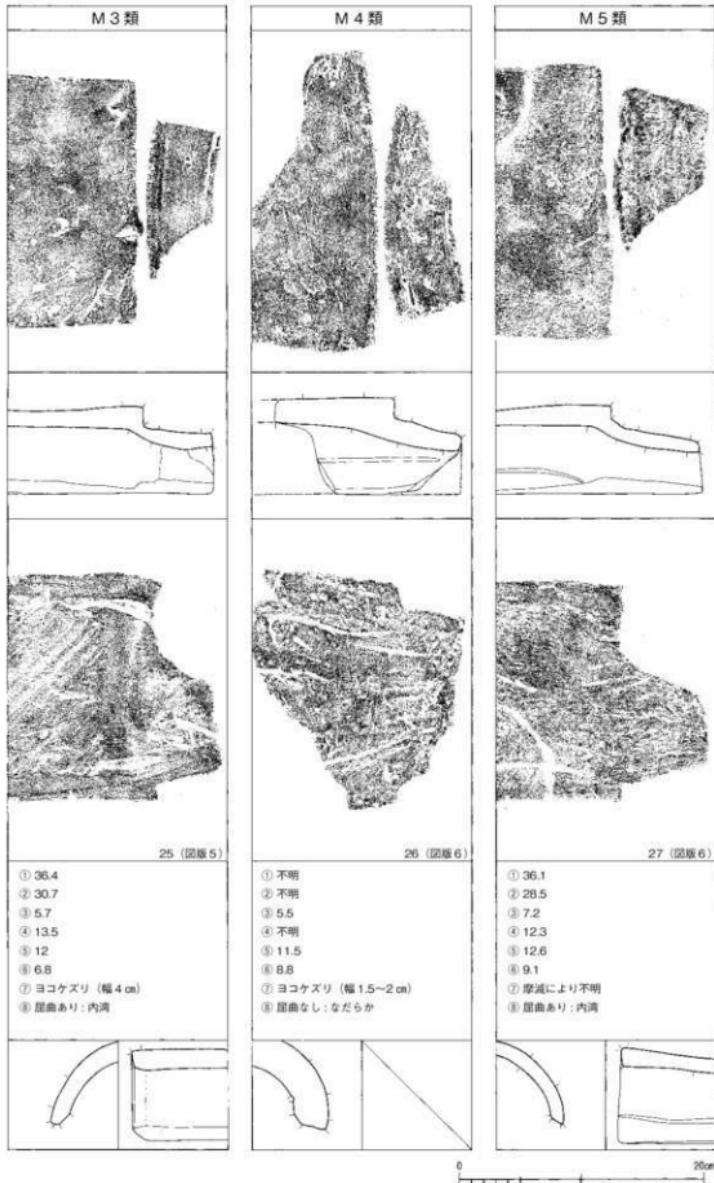
M 2 類（23・24）〔図版4・5　写真図版18・19〕

M 2 類は、第一次成形が粘土板模骨巻きづくりで、全長37cm、胴部長30cm、玉縁部長6.4~7.0cm、胴部広端内側幅12.6cm、玉縁部広端外側幅は10.4~11.1cmを測る。くびれ部変化点は屈曲し、くびれ部断面ラインは内湾する。くびれ部-玉縁端長は8.8~9.4cmを測る。玉縁端凹面のヨコケズリは、中央部分に施し、ケズリ幅は5.6cmになる。

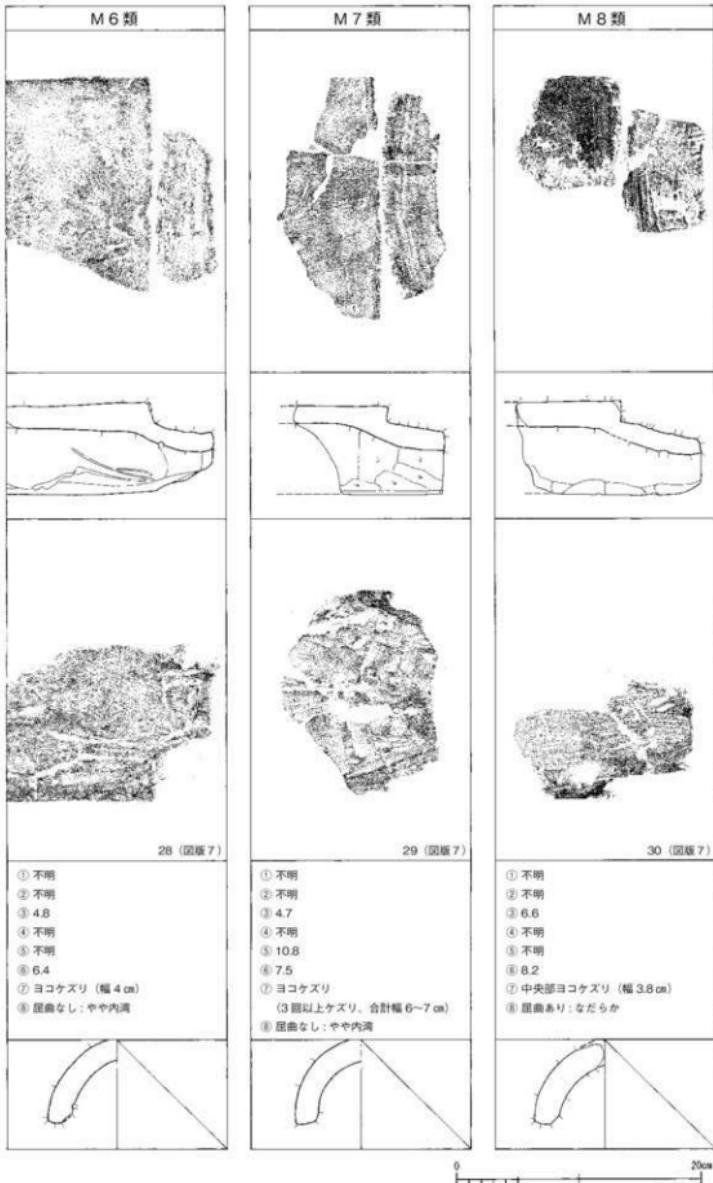
23は唯一全容がわかる資料である。胴部凸面は摩滅により調整は不明である。凹面には布目及び布袋の縫じ目の痕跡が残る。布袋の縫じ目はずれており、布袋が布Bで重ね方がI Sであることがわかる。胴部広端凹面側は、幅1.5cmの浅いヨコケズリが施される。24は、玉縁部のみの破片である。23・24はともに、側縁凹面側のタテケズリは胴部から玉縁部まで連続して施される。24は、左側縁にさらに補足のタテケズリ（幅0.5~1cm）が施され、一部わずかに玉縁部にかかる。



第14図 丸瓦の分類 (1)



第15図 丸瓦の分類 (2)



第16図 丸瓦の分類 (3)

M3類 (25) [図版5 写真図版19]

M3類は、粘土板模骨巻きづくりで、全長36.4cm、胴部長30.7cm、玉縁長5.7cm、胴部広端内側幅13.5cm、玉縁部広端外側幅12cmを測る。くびれ部変化点は屈曲し、くびれ部断面ラインは内湾する。くびれ部が薄く作られ、玉縁部側面観もIAとなっており、他の型式に比べてくびれ部の湾曲度は大きい。くびれ部-玉縁端長は6.8cmを測る。玉縁端凹面のヨコケズリは、中央部分に4cm幅で施す。

M3類は、全容のわかる25のみが出土している。25は、厚さが全体にやや薄作りで、胴部の中程から広端側にかけてスカート状に膨らんで広端幅が広くなり、外側幅が14.7cmを測る。胴部四面広端縁を1cm幅でヨコケズリし、内側幅6.5cm、内側高6.6cmを測り、今回型式分類した丸瓦のすべての玉縁部とは規格的に十分に重ね合わせることができる。

M4類 (26) [図版6 写真図版19]

M4類は、26のみが出土している。26は、粘土板模骨巻きづくりであるが、玉縁部のみの破片であるため、全長・胴部長・胴部広端内側幅は不明である。玉縁長5.5cm、玉縁部広端外側幅11.5cmを測る。くびれ部変化点は屈曲せず、くびれ部断面ラインはなだらかである。くびれ部や厚さはM1類と類似するが、玉縁部広端外側幅がひとまわり小さい点で区別できる。くびれ部-玉縁端長は8.8cmを測る。玉縁端凹面のヨコケズリは、2cm幅で施す。玉縁部広端外側幅は11.5cmを測り、胴部広端内側幅がわかるM2・3・5類とは規格的に十分に重ね合わせができる。

M5類 (27) [図版6 写真図版19]

M5類は、粘土板模骨巻きづくりで、全長36.1cm、胴部長28.5cm、玉縁長7.2cm、胴部広端内側幅12.3cm、玉縁部広端外側幅12.6cmを測る。くびれ部変化点は屈曲し、くびれ部断面ラインは内湾する。くびれ部-玉縁端長は9.1cmを測る。玉縁端凹面のヨコケズリの有無は摩滅により不明である。胴部の厚さは、最も薄い部分で1cm、くびれ部を除く最も厚い部分で1.6cmを測り、玉縁部も通じて全体に薄く作られる。

M5類は、全容のわかる27のみが出土している。27は、凹面に布目が明瞭に残り、側縁凹面側には布袋端と見られる縦状の圧痕が認められる。胴部側縁凹面側の面取りは、胴部広端から玉縁部まで連続して施された後、加えて胴部広端から胴部中程まで面取りが施される。

M6類 (28) [図版7 写真図版20]

M6類は、玉縁部の破片である28のみが出土している。当該型式は、粘土板模骨巻きづくりで、全長・胴部長・胴部広端内側幅・玉縁部広端外側幅は不明だが、玉縁長4.8cmを測る。玉縁長はM7類とともに今回型式分類した中でも短い部類に入る。くびれ部変化点はあまり屈曲せず、くびれ部断面ラインはやや内湾する。くびれ部-玉縁端長は6.4cmを測る。玉縁端凹面には4cm幅のヨコケズリを施す。玉縁側縁凹面には面取りを施すが、胴部狭端側面全体には及ばない。

M7類 (29) [図版7 写真図版20]

M7類は、玉縁部の破片である29のみが出土している。当該型式は、粘土板模骨巻きづくりで、全長・胴部長・胴部広端内側幅は不明であるが、玉縁長4.7cm、玉縁部広端外側幅10.8cmを測る。くびれ部変化点はあまり屈曲せず、くびれ部断面ラインはなだらかである。くびれ部-玉縁端長は7.5cmを測る。玉

縁端凹面にはヨコケズリを3回以上施し、玉縁端凹面から6~7cmのくびれ部の位置まで及ぶ。玉縁端凹面には幅2cmでヨコケズリが施される。

当該型式は、今回型式分類した丸瓦の中で最も小型で、胎土も砂粒（φ0.5mm）を極微量に含み細密で、比較的精良な印象を受ける点が特徴的である。

M 8 類（30）〔図版7 写真図版20〕

M 8 類は、玉縁部の破片である30のみが出土している。当該型式は粘土板模骨巻きづくりで、全長、胴部長、胴部広端内側幅、玉縁部広端外側幅は不明であるが、玉縁長は6.6cmを測る。くびれ部変化点は屈曲し、くびれ部断面ラインはなだらかである。くびれ部-玉縁端長は8.2cmを測る。玉縁端凹面のヨコケズリは、中央部分に約4cm幅でわずかに施すが、布目が残る部分が多い。胴部側縁凹面の面取りは胴部から玉縁部まで連続して施される。

不明丸瓦（31~33）〔図版8 写真図版20〕

31~33は、丸瓦胴部広端の破片資料である。

31は、粘土板模骨巻きづくりである。胴部側面・側縁のケズリはa b 1を施し、断面形はI B 3型になる。胴部広端縁凹面は幅1.35cmのヨコケズリが施される。

32は、粘土板模骨巻きづくりである。胴部側面・側縁のケズリはa dを施し、断面形はI B 4型になる。その後、胴部広端縁凹面に幅約5cmの浅いヨコケズリを施す。

33は、粘土板模骨巻きづくりである。胴部側面・側縁のケズリはa cを施し、断面形はI B 2型になる。胴部広端縁凹面は、ヨコケズリが施されない。胴部広端内側幅は11.8cmを測る。

（4）平瓦（第17~19図 付図7~10 付表4）〔図版9~26 写真図版21~31〕

今回の調査では多量の平瓦が出土している。総重量にして208.14kgを測る。出土した平瓦について凸面調整方法を基準に型式分類すると、H 1~H21類が確認できた。ここでは、型式分類結果を示すとともに、それらに見られる技術的特徴を報告する。また、平瓦の技術的特徴のうち、平瓦端部の調整にケズリが多く用される。そのため、まずケズリ調整を類型化し、また平瓦端部の断面形態の類型化を提示しておく。

なお、平瓦の解説における縦横および左右の語句については、広端部を下に狭端部を上にした場合を基準として使用する。また、平瓦の各部名称、各計測部位については付図7に示した。

①広端部・狭端部のケズリと断面形の類型化（付図8）

広端部・狭端部に施されるケズリは基本的にヨコケズリで、次の7種類がある。

ケズリ a 端面全幅に及ぶケズリ調整。凹面側にやや傾斜するケズリも含む。

ケズリ b 端縁凹面側をわずかに面取りするケズリ調整。ケズリ面は側面幅より狭い。

ケズリ b 1 端縁凸面側をわずかに面取りするケズリ調整。ケズリ面は側面幅より狭い。

ケズリ c 端縁凹面側を深く削る。ケズリ面が側面の幅と同程度かそれより広くなる。

ケズリ c 1 端縁凸面側を深く削る。ケズリ面が側面の幅と同程度かそれより広くなる。

ケズリ d 端縁凹面側を浅く削る。ケズリ面は平瓦凹面と平行に近い。

ケズリ d 1 端縁凸面側を浅く削る。ケズリ面は平瓦凸面と平行に近い。

端部断面形は、側面にケズリを施さない00型、そして上記のケズリの種類の組み合わせによって01～25型の計25種類に類型化できる。なお、ケズリの順番と組み合わせの表記法は丸瓦側端部と同様である。

②平瓦側端部のケズリの種類と断面形の類型化（付図9・10）

側端部に施されるケズリは基本的にタテケズリで、次の8種類がある。

- ケズリ a 側面全体を平瓦の厚さとほぼ同じ値の幅をケズリ調整。
- ケズリ b 側面全体を平瓦の厚さの値よりも幅広いケズリ調整。ケズリ面は凸面側に傾斜する。ケズリ面を垂直にしたときに、凹面側縁部がやや高く立ち上がる。
- ケズリ c 側縁凹面側をわずかに面取りするケズリ調整。ケズリ面の幅は厚さの数値の半分にも満たないくらい狭小で、ケズリの角度もあまり深くない。
- ケズリ d 側縁凹面側を深くケズリ調整。ケズリ面の幅は厚さの数値のおよそ半分程度かそれより広い。
- ケズリ e 側縁凹面側を浅く比較的幅広いケズリ調整。ケズリが浅いため、ケズリ面が凹面とほぼ平行に近くなる。ケズリの幅はおおよそ平瓦の厚さの半分以下からそれより幅広のものもある。
- ケズリ f 側縁凸面側をわずかに面取りするケズリ調整。幅はケズリ c と同様。
- ケズリ g 側縁凸面側を深くケズリ調整。幅はケズリ d と同様。
- ケズリ h 側縁凸面側を浅くケズリ調整。ケズリが浅いため、ケズリ面が凸面とほぼ平行に近くなる。幅はケズリ e と同様。

側端部の断面形は上記のケズリの組み合わせにより、50個に類型化できる。まず、全体の断面形を規定するケズリ a を基調とするI型と、ケズリ b を基調とするII型に大別できる。さらにケズリの種類とその組み合わせを基に、それぞれ01～25型に類型化した。断面類型は、各ローマ数字の後にアラビア数字を付け、「型」の語を加えて、例えばII08型のように呼称する。なお、ケズリの順番と組み合わせの表記法は丸瓦側端部と同様である。

③平瓦の分類（第17～19図　付表4）

今回の調査で出土した平瓦は、全て第一次成形は粘土板一枚作りである。以下に、各型式分類した結果を示すが、ここでは端部のケズリ調整と断面形についての記述や胎土・焼成・色調や端部については、特別に必要でない限り本文では記述しない。適宜、遺物観察表（付表5）および型式分類表（付表4）を参照されたい。

H 1類（34～36）【図版9　写真図版21】

H 1類は、凸面に縱平行条線の調製痕をもつものである。縱平行条線は、平瓦凸面を板状工具によってタテナデしてついたハケメ状痕跡である。さらに、その上からやや粗くタテナデ調整が施されて、ハケメ状の平行条線が部分的に消される。平行条線の凸縁部一条の幅は0.1cmで、0.3cm幅の間隔（凹線部）で並ぶ。当該型式の代表的な資料として34～36がある。

凹面部は、部分的にタテナデが施され、布目が消されるもの（34・35）がある。34・35は、側縁凹面側に幅1～2cmのタテナデが施され、布目が消えて平滑になる。34は、狭端縁凹面側には布端の痕跡が明瞭に残る。

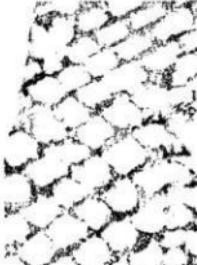
規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明だが、厚さ2.2～2.4cmを測る。



H 1類

- ① 縦平行条線
- ② 板一枚
- ③ 刷毛目状工具によるタテナデ(後に縦位のナデ消し)
- ④ 布目・一部タテナデ
- ⑤
- 狹: abb1/07
広: ab/02
側: bghe/ II 24.
bo/ II 05.
bc/ II 02

36(図版9)



H 5類

- ① 方形斜格子目Ⅰ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ(後に端部をナデ消するものあり)
- ④ 布目、布目・一部板状工具によるタテナデ消し
- ⑤
- 狹: abb1/07, ad1/16, a/01,
acd1b1/23, ab/02
広: a/01, ab/02, abd/05
側: bcd/ II 05,
act/ II 07, bc/ II 02,
bd/ II 03

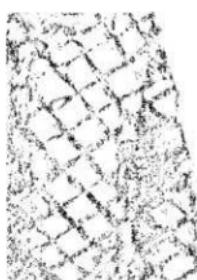
47(図版13)



H 2類

- ① 正格子目Ⅰ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ
- ④ 布目・一部タテナデ・狭端凹面ヨコナデ
- ⑤
- 狹: a/01
広: 不明
側: 不明

37(図版9)



H 6類

- ① 方形斜格子目Ⅱ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ
- ④ 布目・板状工具による一部タテナデ消し
- ⑤
- 狹: 不明
広: ab/02,
a/01,
側: bd/ II 03.

105(写真32)



H 3類

- ① 縦長格子目Ⅰ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ
- ④ 布目、布目・一部ナデ消し、布目・ナデ消し
- ⑤
- 狹: ab/02
広: a/01
側: bc/ II 02,
act/ I 07

41(図版10)



H 7類

- ① 偏斜格子目Ⅰ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ
- ④ 布目・一部タテナデ
- ⑤
- 狹: acb1/08
広: ade/05
側: acg/ I 12,
ade/ I 05

106(写真32)



H 4類

- ① 縦長格子目Ⅱ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ
- ④ 布目
- ⑤
- 狹: 不明
広: 不明
側: 不明

44(図版11)



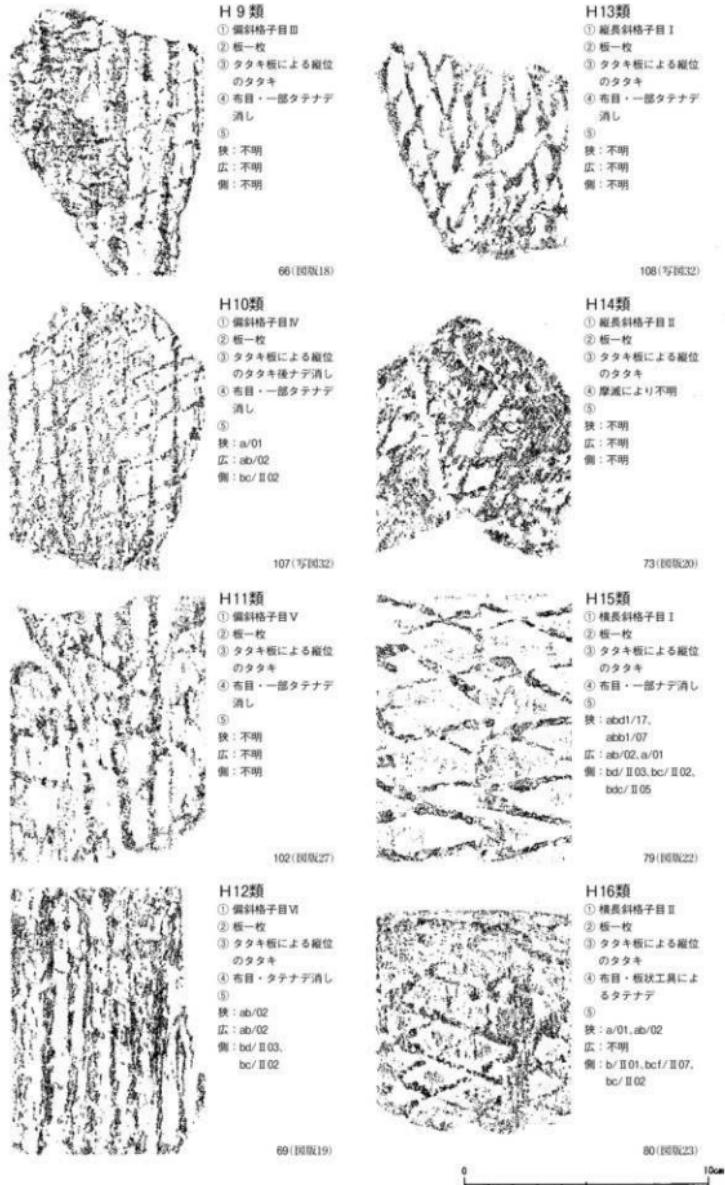
H 8類

- ① 偏斜格子目Ⅱ
- ② 板一枚
- ③ タタキ板による縦位のタタキ
- ④ 布目・板状工具による一部ナデ消し
- ⑤
- 狹: 不明
広: a/01
側: ar/ I 01,
ad/ I 03

65(図版18)



第17図 平瓦の分類（1）



0 10cm

第18図 平瓦の分類（2）



H17類
 ① 特殊 I
 ② 板一枚
 ③ タタキ板による縦位のタタキ
 ④ 布目
 ⑤
 狹: 不明
 広: a/01
 側: bc/ II 02



H20類
 ① 縞目 II
 ② 板一枚
 ③ 縞(太)を縱方向に巻き付けたタタキ板による縦位のタタキ
 ④ 布目
 ⑤
 狹: 不明
 広: 不明
 側: bcc/ II 05

83(図版23)



H18類
 ① 素文
 ② 板一枚
 ③ タタキ板による縦位のタタキ
 ④ 布目
 ⑤
 狹: a/01, ad/04,
 abb/07
 広: 不明
 側: bc/ II 02,
 aef/ I 07



H21類
 ① 不明タタメのちナテ
 ② 板一枚
 ③ タタキ板によるタタキの後ナテ
 ④ 布目・一部ナテ消し
 ⑤
 狹: a/01
 広: ad/04
 側: bcc/ II 05,
 bcc/ II 20,
 bc/ I 03,
 acf/ I 07,
 bc/ II 02

90(図版25)

109(図版02)

94(図版25)



H19類
 ① 縞目 I
 ② 板一枚
 ③ 縞(縦)を縱方向に巻き付けたタタキ板による縦位のタタキ
 ④ 布目
 ⑤
 狹: 不明
 広: 不明
 側: 不明

87(図版24)



(拓本について)

- ・拓本の縮尺は1:1
- ・拓本は広端側を下にして配置

(属性情報について)

- ① 凸面調整痕の特徴
- ② 第一次成形技法
(板一枚・粘土板一枚づくり)
- ③ 凸面調整柱法
- ④ 凸面調整痕の特徴
- ⑤ 鋸鋸調整と断面形
狭(=狭端部): ケズリ調整の組合せ/断面形分類
広(=広端部): *
側(=側端部): *

第19図 平瓦の分類 (3)



H 2類 (37) [図版9 写真図版21]

H 2類は、凸面に正格子目Iのタタキメをもつものである。正格子目Iは、タタキ板に刻まれる複数の平行線が直交して構成される格子目が、幅4mm四方の細密な正格子目である。おそらく縦位のタタキによって施される。今回の調査では、小破片である37の1点のみが出土している。

37の凹面は、タテナデされて部分的に布目が消され、さらに端縁凹面側はヨコナデされる。

規格は、小破片であるため全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.3cmを測る。

H 3類 (38~43) [図版10・11 写真図版21・22]

H 3類は、凸面に縦長格子目Iのタタキメをもつものである。縦長格子目Iは、タタキ板に刻まれる複数の平行線が直交して構成される格子目が、縦幅1~1.3cm×横幅0.3~0.4cmの長方形を呈するものである。タタキメは後述するH 4類と比べて格子目が小さく浅い。タタキメを部分的に重複させながら縦位のタタキを施す。当該型式の代表的なものとして38~43がある。

凸面は、叩き締め後にナデ調整されてタタキメが薄くなるもの(38~40)がある。38は、当該型式の中で残存状況が良い資料であるが、狭端側のタタキメが全体にナデ調整されてタタキメは残るものやや潰れた状態になる。39は、狭端側をヨコナデしてタタキメが消される。40も、粗くタテナデして格子目が消されるが、一部広端縁にタタキメが残る。

凹面は、ナデ調整するもの(38・41)がある。38は、凹面を板状工具で比較的丁寧にタテナデを全体に施すが、調整痕の隙間に布目が残る部分がある。また、ナデの幅は約2~2.8cmある。41は、ごくわずかなタテナデが認められるものの、布目がほとんど残る。

規格は、全長・広端部横幅は不明であるが、狭端部横幅は21.9cm、厚さ2~2.2cmを測る。

H 4類 (44) [図版11 写真図版22]

H 4類は、凸面に縦長格子目IIのタタキメをもつものである。縦長格子目IIは、タタキ板に対して格子目が縦幅1.2~1.5cm×横幅0.7cmの長方形を呈するものである。今回の調査では、小破片が複数点確認できたが、図化できたのは44の1点のみである。H 3類と比べてタタキメ格子が一回り大きく、格子目の深さは3mmと深くなっている。そのため、タタキメの凹凸が明瞭である。叩き方は、タタキメを部分的に重複させながら縦位のタタキを施す。なお、44の凹面は、摩滅により調整痕等は不明である。

規格については、良好な資料がないため全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2cmを測る。

H 5類 (45~58) [図版11~16 写真図版22~24]

H 5類は、凸面に方形斜格子目Iのタタキメをもつものである。方形斜格子目Iは、タタキ板に対して斜位の格子目で、平瓦広端側では一辺1cmの方形を呈するが、平瓦狭端側では扁平になって、横長の平行四辺形を呈する。狭端側の横長の格子目は、斜線の交差角度が110°で長辺1.3cm、短辺0.6cmを測る。タタキメをおよそ5~6cmの間隔で少しづつ重複させながら縦位のタタキを施す。タタキメが比較的深くなる点や、制作時に平瓦を重ねたためか全体にタタキメが少し潰れている点も特徴的である。

H 5類には、タタキの後に、凸面のタタキメをそのまま残すものと狭端・広端をヨコナデしてタタキメを消すものがある。47・51・55・56・58が前者で、45・48・49・50・52・53・54が後者にあたる。ナ

テ消しの幅は5cm前後のものが多いが、46のように狭端10cm、広端15cmと幅広く施されるものもある。なお46は、側縁凸面へのタテナデも見られる。

凹面は、基本的に布目が残るが部分的にタテナデして布目が消されるものが多い。54のように凹面を工具によってタテナデして布目をほとんどナデ消すものもある。また、凸型におかれた布の端の痕跡が残り、46~48はほぼ布全体の痕跡が認められる。そして、糸切り痕も46・47などは明瞭に残る。

規格は、全長38~38.7cm、狭端部横幅27.3cm、広端部横幅30.4cm、厚さ1.8~2.3cmを測る。

後述するが、当該型式が最も出土量が多く、長坂寺遺跡で用いられた主要平瓦と想定される。

H 6類 (59・60・105) [図版16・17 写真図版25・32]

H 6類は、凸面に方形斜格子目Ⅱのタタキメをもつものである。方形斜格子目Ⅱは、タタキ板に対し格子目が斜位にあり、格子目が一辺0.8~1cmを測る方形を呈する。タタキメはH 5類に比べて浅い。そして、タタキメを少しづつ重ねながら縱位のタタキを施す。製作時に重ね置かれたためか全体に格子目が少し潰れている。

凸面を叩き縮めた後、59は凸面側縁を2~3cm幅で粗くタテナデし、広端縁を2~2.5cm幅でヨコナデ調整が施される。

凹面については、59は板状工具によって部分的に間隔を開けながらタテナデした後、広端縁を4cm幅でヨコナデする。おそらく、凹面のナデ調整に際に凹型台に載せたと見られ、59は側縁凸面の端部にはバリ状の粘土のはみ出しが認められる。

規格は、全長・狭端部横幅は不明であるが、広端部横幅25.6cm、厚さ2~2.4cmを測る。

H 7類 (61~63・106) [図版17 写真図版25・32]

H 7類は、凸面に偏斜格子目Ⅰのタタキメをもつものである。偏斜格子目Ⅰは、格子目がタタキ板に対して縱位の複数の平行線と左上がりの複数の平行する斜線が交差して構成されるもので、長辺1.2cm、短辺1cmの縱長の平行四辺形を呈する。線の交差角度（平瓦狭広部を手前にしたときの左上部角度）は約60°である。ただし、格子目は必ずしも全てが均質な大きさではなく一部小さくなる部分もある。そして、縱位のタタキによって施される。

凹面は、基本的に布目が残るが、部分的にタテナデして布目が消される。63は、広端縁凹面を3cm幅で浅くヨコケズリする。

規格は、良好な資料がないため全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明だが、厚さ1.7~2.1cmを測る。

H 8類 (64・65) [図版18 写真図版26]

H 8類は、凸面に偏斜格子目Ⅱのタタキメをもつものである。偏斜格子目Ⅱは、タタキ板に対して縱位の複数の平行線と右上がりの複数の平行する斜線が交差して構成されるもので、長辺0.7~0.8cm、短辺0.5~0.6cmの平行四辺形を呈する。線の交差角度は約120~130°である。ただし、格子目は必ずしも全てが均質な大きさではなく一部が微妙に小さくなる部分もある。そして、タタキメを少し重複させて縱位のタタキによって施される。

凸面タタキ調整の後、64は粗いタテナデを疎らに施し、タタキメが一部潰れたようになる。また、65は側縁を幅5cmでタテナデし、広端縁をヨコナデして格子目がナデ消される。

凹面については、板状工具によってタテナデし、布目が一部ナデ消される。

規格は、良好な資料がないため全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明だが、厚さ2~2.1cmを測る。

H9類 (66) [図版18 写真図版26]

H9類は、凸面に偏斜格子目Ⅲのタタキメをもつものである。偏斜格子目Ⅲは、タタキ板に対して縦位の複数の平行線と右上がりの複数の平行する斜線が交差して構成されるもので、長辺1~1.1cm、短辺0.7cmの平行四辺形を呈する。線の交差角度は約110°である。そして、縦位のタタキによって施される。タタキメは一見H8類と類似するが、格子目のサイズが一回り大きくなり、交差角度が異なる点で区別した。ただし、確認できた資料はいずれも破片である。

凸面タタキ調整の後、66は粗いタテナデ調整されてタタキメが一部潰れたようになる。一方、凹面は基本的に布目が残るが、部分的にタテナデされて布目が消される。

規格は、破片のため全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明だが、厚さは1.8cmを測る。

H10類 (67・107) [図版18 写真図版26・32]

H10類は、凸面に偏斜格子目Ⅳのタタキメをもつものである。偏斜格子目Ⅳは、タタキ板に対して縦位の複数の平行線と右上がりの複数の平行する斜線が交差して構成されるもので、長辺1~1.2cm、短辺0.6cmの平行四辺形を呈する。線の交差角度は約120°である。そして、縦位のタタキによって施される。タタキメは、一見H8類やH9類と類似するが、格子目のサイズと交差角度が異なる点で両者と区別した。ただし、確認できた資料のほとんどが破片であり、67が唯一全体を知り得る資料である。

凸面タタキ調整のあと、67はタテナデによってタタキメをナデ消す。また側縁凸面側を幅2cmのタテナデを施し、狭端縁・広端縁を幅約4.5cmのヨコナデを施し、タタキメが消される。

凹面については、基本的に布目が残るが、部分的にタテナデ調整を施して布目が消される。67は、特に中央部分が丁寧にナデ調整される。また、67の広端側の左側縁部分には、布端部の痕跡が認められる。一方、狭端側の側縁部には、粘土を折り重ねたようなスジが見られる。

規格は、全長35.3cm、狭端部横幅推定24cm、広端部横幅推定27.7cm、厚さ1.8cmを測る。

H11類 (68) [図版19 写真図版26]

H11類は、凸面に偏斜格子目Ⅴのタタキメをもつものである。当該型式は出土資料が少なく破片であり、タタキメも複雑に重なり合っているが特徴的であるため、判別できる格子目をもとに記述する。偏斜格子目Ⅴは、タタキ板に対して縦位の複数の平行線と右上がりの複数の平行する斜線が交差して構成されるもので、長辺1.2cm、短辺0.3cmの平行四辺形を呈する。線の交差角度は約130°である。また、部分的に左上がりの斜線も交差している部分がある。格子目の彫りが深く、タタキメの凹凸が顕著であることも特徴的である。縦位のタタキによって施される。

凹面は、部分的にタテナデ調整を施して布目を消す。

規格は、破片のため全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明だが、厚さは2cmを測る。

H12類 (69~71) [図版19・20 写真図版27]

H12類は、凸面に偏斜格子目Ⅵのタタキメをもつものである。偏斜格子目Ⅵは、タタキ板に対して縦

位の複数の平行線と左上がりの複数の平行する斜線が交差して構成されるもので、長辺1cm、短辺0.8cmの平行四辺形を呈する。線の交差角度は約80°である。特徴的な点は縦位の平行線の一条の太さが0.7cmと太く、彫りが深くなっているが、一方で平行する斜線は浅く、一条の太さが0.2cm前後と細くなっている点である。そのため、タタキメの斜線部分は縦位の平行線間の奥に小さく見えるものが多く、摩滅によって、縦位の平行線のみが突出しているように見えるものもある。縦位のタタキによって施される。

凸面タタキ調整の後、ここで報告する69・70は狭端縁を4~5cmの幅でヨコナデし、71は広端縁に4cm幅のヨコナデが施される。

凹面については、板状工具によってタテナデ調整されて布目が消され、部分的にのみ布目が残る。71は、広端縁に布の端部の痕跡が認められる。

規格は、全長・狭端部横幅は不明であるが、広端部横幅27cm、厚さ1.8~2.3cmを測る。

H13類 (72・108) [図版20 写真図版28・32]

H13類は、凸面に縦長斜格子目Ⅰのタタキメをもつものである。今回の調査では、破片資料のみが出士しているが、ここでは72のみを報告する。縦長斜格子目Ⅰは、タタキ板に対して斜位にある格子目で縦長の菱形を呈する。格子目は、一辺1~1.1cm、対角線の長軸1.5~1.8cm、短軸0.7~0.8cm、交差角度140°を測る。おそらく、縦位のタタキによって施される。

凹面については、板状工具によってタテナデされ、わずかに布目が残る。

規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.2cmを測る。

H14類 (73) [図版20 写真図版28]

H13類は、凸面に縦長斜格子目Ⅱのタタキメをもつものである。今回の調査では、破片資料である。73のみ確認できた。縦長斜格子目Ⅱは、タタキ板に対して斜位にある格子目で、平行四辺形に近いやや縦長の方形を呈する。格子目は、一辺1cm、対角線の長軸1.5cm、短軸0.8cm、交差角度120°を測る。おそらく、縦位のタタキによって施される。

凹面については、摩滅のため調整等については不明である。

規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.4cmを測る。

H15類 (74~79) [図版21・22 写真図版28・29]

H15類は、凸面に横長斜格子目Ⅰのタタキメをもつものである。横長斜格子目Ⅰは、タタキ板に対して格子目が横長の菱形を呈するもので、一辺3.5cm、長軸約6cm、短軸2~2.2cmを測る。タタキメを少しづつ重複させながら縦位のタタキが施される。ただし、タタキメは狭端部において特に重なりが大きくなるため、格子目の端部が連続して見られる部分ができる。

凸面タタキ調整のあと、74のように全体に軽いナデ調整が見られるものもあるが、タタキメが全体に潰れたようになるものが概ねの資料に認められる。制作時に平瓦を積み重ねたのか、タタキ板の作用によるものかは不明である。78は、ナデ調整の為にタタキメが大きく潰れる。

74は全容のわかる数少ない資料であるが、凸面のタタキメは不明瞭な部分が多く認められる。これは、ナデ調整によるものではなく、格子目の中にも木目痕や傷が認められる部分があることから、タタキ板

の損耗によるものと考えられる。このようなタタキ板の木目痕や板の損耗状況は、75や77にも顕著に認められる。タタキ板の使用頻度が高かったことを伺い知ることができる。なお、74は凸面に糸切り痕が明瞭に残り、広端から狭端方向へ糸が移動したことがわかる。

凹面は、基本的に布目が残るがタテナデ調整を部分的に施して、布目が消すものもある。74は、狭端中央部を中心に粗くタテナデ調整を施す。75は、狭端隅部にもタテナデ調整が観察できる。なお、74は狭端部に布端部の痕跡が、全面に渡って糸切り痕も明瞭に認められ、凸面同様に広端から狭端へ向けて糸が移動するのが確認できる。

規格は、全長36.5cm、狭端部横幅23cm、広端部横幅26.5cm、厚さ1.8~2.3cmを測る。

H16類（80~82）[図版23 写真図版29]

H16類は、凸面に横長斜格子目Ⅱのタタキメをもつものである。80~82の3点の破片資料のみが確認できた。横長斜格子目Ⅱは、タタキ板に対して格子目が横長の菱形を呈するもので、一辺1.2~1.3cm、長軸約2.2~2.4cm、短軸1.1cmを測る。タタキメを少し重複させながら縦位のタタキが施される。なお、80~82は、格子目の中に木目痕が認められる。

凹面については、タテナデ調整されるが部分的に布目が残る。80は、全体に軽いタテナデ調整が施され、布目が薄くなる。81は、板状工具でタテナデ調整が施され、布目が部分的に消される。

規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ1.6~1.9cmを測る。

H17類（83）[図版23 写真図版29]

H17類は、凸面に特殊Ⅰのタタキメをもつものである。今回の調査では、2点確認できたが、ここでは良好な資料の83の1点のみを報告する。特殊Ⅰは、タタキ板の損耗が激しいため不明瞭な部分が多いが、複数の「>」字状の凸線が縦に間隔を開けて並び、その中央を幅1mmの縦位の凸線が通るタタキメで、タタキによる凹凸が目立つ。また、平瓦凸面中央部のタタキ板の欠損部分が、広端側には同じ窪みが繰り返し現れるのも特徴的である。タタキメを少しづつ重複させながら密に縦位のタタキが施される。

凹面には布目が残り、側縁や広端縁には布端痕が見られる。

規格は、全長・狭端部横幅は不明であるが、広端部横幅25.5cm、厚さ2.4cmを測る。

H18類（84~86・109）[図版24 写真図版30・32]

H18類は、凸面に素文のタタキメをもつものである。素文は、タタキ板に特に模様を刻まない平滑なもので、平瓦凸面にはタタキ板の形が残る。タタキメを少しづつ重複させながら密に縦位のタタキが施される。今回の調査で出土したものはすべて破片資料であったが、そのなかでも典型的な84~86について報告する。

84は、凸面狭端部にタタキ板の端部の痕跡が明瞭に残るもので、タタキ板の端は狭端縁まで届いていない。また、タタキメの狭端側には右上がりの2本の平行する斜線が見られる。さらには、木目痕も認められ、使用頻度の高さが伺える。タタキメ1単位の幅は、最大で5cmを測る。そして、84の狭端縁はタタキ調整のあと幅2~5cmのヨコナデが施される。85も狭端部の破片であるが、タタキ板の端部の痕跡は明瞭に認められない。タタキ板の幅は最大で3.5cmを測る。86は、84と同様に狭端部にタタキ板の端部が残り、狭端縁を4.5cm幅でヨコナデする。また、86には、不明瞭で判然としないが、格子目状の

タタキメのような痕跡が微かに見られる。

凹面については、基本的に未調整で布目が残る。ただ、85には、部分的にタテナデが見られる。

規格は、全長・広端部横幅は不明であるが、狭端部横幅26.7cm、厚さ1.8~2.4cmを測る。

H19類 (87・88) [図版24 写真図版30]

H19類は、凸面に縄目Ⅰのタタキメをもつものである。今回の調査では、かなり細かな破片が4点のみ出土しており。このうちタタキメの明瞭な87・88について掲載する。

縄目Ⅰは、縦方向の縄目で2cm幅の中に7条の縄が收まり、1条の幅が1mm、一つの撚り目の長さがおよそ3~5mmになるものである。H20類の縄目Ⅱと比べて細い縄目である。縦位のタタキを密に施すようである。

凹面については、未調整で布目が残る。

規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ1.7~2.2cmを測る。

H20類 (89~91) [図版25 写真図版30]

H20類は、凸面に縄目Ⅱのタタキメをもつものである。今回の調査では、かなり細かな破片が4点のみ出土しており、これらをタタキメの明瞭な89~91について掲載する。

縄目Ⅱは、縦方向の縄目で2cm幅の中に4条の縄が收まり、1条の幅が2.5~3mm、一つの撚り目の長さがおよそ4~5mmになるものである。H20類の縄目Ⅱと比べて太い縄目である。縦位のタタキを密に施すようである。

凹面については、未調整で布目が残る。89は、狭端縁に4cm幅のヨコナデが認められる。

規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2~2.7cmを測る。

H21類 (92~98) [図版25・26 写真図版30・31]

H21類は、凸面にタタキ板による叩き締めのあとナデ調整をしてタタキメをナデ消すものである。比較的強いナデ消しの後も、タタキメの痕跡が微かに認められるが、どのようなタタキ板を用いたか判別がつかない。当該型式では、凸面のナデ消しによってタタキメが不明な資料群をまとめて扱う。ここで報告する資料は92~98である。

92は、凸面を叩き締めた後、強くタテナデされてタタキメが殆ど残らない。しかし、広端隅部には確かに縦長格子目Ⅱに近い格子目が認められる。凹面は、基本的に布目が残るが、部分的タテナデによつてナデ消される。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ1.8cmを測る。

93は、凸面を丁寧にナデ調整してタタキメは殆ど残らない。凸面狭端縁を3cm幅で板状工具を用いてヨコナデし、側縁を2cm幅でタテナデする。凹面には、布目と布端痕が明瞭に残るが、軽いタテナデが認められる。また、狭端縁凹面は、約2.5cmの幅でヨコナデする。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ3.0cmを測る。

94は、凸面のタタキメは全体に潰れたようになって粗く不明瞭だが、部分的に縦位の平行条線状の痕跡が見える。また、タタキ板の痕跡と見られる面には木目痕状の細い条線も見られる。さらに中央部分には、半円弧を上下に重ねたような模様が繰り返し現れる。タタキ板に取り付けられた鉛状のものの痕跡の可能性がある。タタキ1単位の最大幅は約3.5cmを測る。また、広端部には横方向のナデツケにより、

上記の粗い叩きの痕跡が消される。凹面は、基本的に布目が残るが、部分的に板状工具を用いたタテナデによって消える。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.2cmを測る。

95は、凸面に太い縦位の凸線が見られるが、全体に潰れて判然としない部分が多い。縦位の凸線を見ればH12類に類似するが、95は不明な部分が多いため、当該型式に含めた。凹面は、板状工具を用いてタテナデされて布目が消される。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.4cmを測る。

96は、凸面のタタキメがかなり潰され、不定形の凹凸のみが残る。凹面は、布目が残るが、側縁部分を3~4cm幅でタテナデする。また、布端の痕跡も残り、端部のはつれも認められる。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.3cmを測る。

97は、96と極めて類似する資料で、凸面のタタキメがかなり潰され、不定形の凹凸のみが残る。凹面は板状工具によってタテナデし、布目は部分的に残る。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ2.2cmを測る。

98は、凸面に強くナデ調整するが微かにタタキメが残り、細かい縦長の斜格子目が潰されているのが認められる。凹面は、板状工具を用いてタテナデ調整を施し、部分的に布目が消される。規格は、全長・狭端部横幅・広端部横幅は不明であるが、厚さ1.3cmを測る。

なお、96~98は、凸面の状況や胎土が密で、砂粒(φ1mm)を少量含む点など類似するところがあるものの、凸面のタタキメが明瞭でない破片資料であるため別型式としては分類せず、H21類に含めた。

(5) 鬼瓦・熨斗瓦

鬼瓦

鬼瓦I類 (99) [図版27 写真図版32]

鬼瓦は、99の1点のみ出土している。99は鬼瓦の脚部の破片で、脚部幅7.4cm、厚さ4.8cmを測る。ここでI類として分類しておく。

表裏の位置関係にある2つの外面には、糸切り痕が見られるのみで文様は確認できない。糸切り痕は、一面では左上がりになり、反対面では右上がりになっている。これらのうち、左上がりの糸切り痕の面の脚部下端と側縁が、周縁状にわずかに盛り上がっており、また、全体に糸切りの凹凸が全体に押圧されていることから、こちらが文様面である可能性がある。

側面はタテケズリ後にタテナデ調整され、脚部底面はヨコナデ調整されて平滑になる。抉り込み部は、半径5.7cmの半円形である。正円形に復元すれば幅11.4cmであるが、今回型式分類し、胴部外側幅の数値が明らかな丸瓦の中には、規格的に採り込みに収まるものは見られない。抉り込み面は、ヨコナデ調整によって仕上げられる。

胎土はやや粗く、砂粒(φ1~2mm)を少量含む。焼成はやや軟質で、色調は、燃しによって外面黒色、断面暗褐色を呈する。

熨斗瓦 (100~104) [図版27 写真図版32]

100~104は熨斗瓦である。いずれも凸面をタタキ板によって整形されている。

100・101は、凸面に縦長格子目Iの特徴を持ち、H3類に分類できる。凹面はいずれも布目が残る。厚さは、100が1.4cm、101が1.2cmを測り、通常の平瓦よりも薄い。側縁については、100はケズリ a d g

が施され、I 13型の断面形になり、101はケズリ a gが施されI 11型の断面形になる。胎土はいずれもやや粗く、砂粒（ ϕ 3 mm以下）少量含む。焼成は軟質で、色調は内外面とも灰白色を呈する。

102は、凸面に偏斜格子目Vの特徴を持ち、H 11類に分類できる。凹面は、部分的にタテナデされ布目も部分的に残る。厚さは1.3cmを測り、通常の平瓦よりも薄作りである。側縁については、102はケズリ b gが施され、II 01型の断面形になる。胎土はやや粗く、砂粒（ ϕ 0.5mm以下）を極微量含む。焼成は軟質で、色調は燃しにより外面黒色、断面橙褐色を呈する。

103・104は、凸面に偏斜格子目VIの特徴を持ち、H 12類に分類できる。凹面は、103は摩滅のため痕跡不明であるが、104は布目が残る。厚さは、103が1.8cm、104が2.0cmを測る。いずれも側面が残存しており、平瓦を中央付近で裁断して成形されたことがわかる。幅は、103が11.8cm、104が11.6cmを測る。側縁については、半裁した部分はケズリ調整せず半裁面をタテナデによって平滑に仕上げられる。もう一方の側縁については、103はケズリ b cが施され、II 02型の断面形になり、104はケズリ b cが施されII 02型の断面形になる。胎土はいずれもやや粗く、砂粒（ ϕ 1～3 mm以下）を少量含む。焼成はやや軟質で、色調は燃しにより外面黒褐色、断面黄灰色を呈する。

（6）出土平瓦の重量計測と傾向（第2表）

今回の調査では一定量の瓦が出土しており、本項では出土瓦の定量データを提示する。ただし、出土点数が少なく、細片資料がほとんどである軒瓦、丸瓦は計測作業に耐えられないため、今回は作業から除外し、平瓦のみを対象とする。そして、平瓦に対して行う計測作業として、型式分類別の重量計測を採用する。今回の出土瓦の大半が細片資料であることを考慮すれば、重量計測は、細片資料の型式も破片数、隙間計算法よりも数値がデータに反映されやすい点で有効である。

以下の第2表に、平瓦を出土位置別に各型式単位で重量計測し、型式分類ごとの出土重量とその比率の結果を提示する。

計測した平瓦の総重量は208.14kg、型式不明な細片資料を除外した重量は158.4kgを測る。その中でも明らかにH 5類が主体を占めていることが、表から読み取れる。H 5類の総出土重量は79.4kgを測り、不明分を合わせた総重量に占める割合は38%になる。一方、不明分の重量を控除した場合、H 5類の出土重量は出土瓦の50%を占めており、判明する平瓦型式のうちの半分が当該型式となる。

そして、不明分を控除した場合の重量に対して次に大きい比率を占める型式は、H 7類（9%）・H 18類（8%）であり、次いでH 12類（6%）・H 15類（6%）・H 21類（5%）が続く。さらに、凸面調整の痕跡（主にタタキ板痕）を重視して、タタキメの不明瞭なH 21類を除くと、さらにそれぞれの比率があがり、差異が明瞭となる。

一方、繩タタキ目を有するH 19類・H 20類が極めて少量という点も特徴的である。これらの型式は全て極めて小さな破片で、総重量は1.2kgである。割合で見ると1%にも満たない。

出土地別で見ると、出土量はS X 07が最も多く125.5kg、次にS X 01が39.22kgを測る。このうち型式別の内訳を見ると、S X 01からはH 12類が最も多い8.57kgが出土しており、次いでH 3類（4.19kg）・H 5類（4.11kg）・H 15類（4.22kg）・H 18類（4.52kg）と4 kg台の出土量を見せる型式がある。一方、S X 07からはH 5類が最も多く出土しており、60.94kgを測る。次いでH 7類（13.62kg）、H 18類（7.69kg）が多く出土している。これらの遺構は駅家の築地に関連する可能性のあるものだが、いずれも瓦の出土状況は二次的に堆積したものである。しかしながら、出土量を見るとS X 01は比較的多様な型式の瓦が

出土するが、SX07はH5類が最も多く出土している点は注視すべきである。出土平瓦の型式の、SX01のばらつきとSX07の偏重性は、周辺の上部構造に用いられた平瓦の型式を少なくとも反映している可能性がある。

以上の結果から指摘できる点は3つある。一つは、長坂寺遺跡で消費された平瓦の主体がH5類である点。そして、2つめは、重量比から、H5類を中心とした他の型式の平瓦の消費が補足的なあり方を示す点。なかでも、H7類、H18類が多く消費され、次いでH12類・H15類である。3つめは、SX01・SX07が最も瓦の出土量が多い点に、前者では出土型式にばらつきがあり、後者ではH5類が最も多く出土するという偏重性が認められる。このことは、周辺に存在したと推定される上部構造に用いられた平瓦の型式に差異があった可能性を示唆する点である。

これらのこととは長坂寺遺跡での瓦の消費のあり方を示すが、さらにいえば、長坂寺遺跡を邑美駅家とした場合、平瓦がどのように邑美駅家に供給されたのかを考える手がかりとなる。この点については第4章第2節において改めて述べる。

第2表 平瓦型式別重量計測表

単位 (kg)

発生区	Tr	出土位置	型式分類名																					合計			
			H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21				
A-2	1	鷹取側面	0	0	0	0.08	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.14	0.22		
A-2	1	SX01	0	0.08	4.19	0.24	4.11	3.33	0.84	1.03	0	2.67	0.6	8.37	0	0	4.22	0.83	2.38	4.52	0.04	0.12	1.4	0.05	39.22		
C-1	2	鷹取側面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.46	0.46	
C-1	2	包合層	0	0	0.27	0	1.72	0	0	0.5	0	0	0	0	0.24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.05	
C-1	2	SX01	0	0	0	0	0.84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.59	1.43	
C-1	2	SX06	0	0	0	0	2.89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.77	4.66	
C-1	2	SX02	0	0	0	0	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.46	0.66
C-1	2	P4	0	0	0	0	0.34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.54	
C-1	2	P5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.01	0.61	
C-1	2	P7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.07	0.07	
C-1	2	SX02	0	0	0.68	0	2.58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.48	0	0	0	0	0	0	1.2	7.34	
C-1	2	SX03	0	0	0.24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.31	
C-1	2	SX01	0	0	0	0	2.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.3	2.36	
C-1	2	SX05	0	0	0	0	0.31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.41		
C-1	3	SX08	0	0	0	0	1.82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.08	1.9	
C-1	2	SX07	2.53	0	0	0	60.94	0	13.62	0	0	0	0	1.06	0.15	0.35	2.31	0	0	7.69	0	0	6.09	50.38	125.15		
C-1		鉢上中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.05	0.05	
4	玄土	0.5	0	0	0	0	0.12	0	0	0	0.33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.28	0	0	2.1	3.33		
4	包合層	0	0	0.15	0.25	1.14	0.89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0	0	0.28	0.22	0	10.89	14.02		
4	漆土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.14	0.14	
5	包合層	0	0	0	0	0	0.07	0	0	0	0.51	0	0.05	0	0	0	0	0.1	0.16	0	0.95	1.85					
型式別重量(kg)			3.63	0.08	5.53	0.57	79.4	4.29	14.45	1.53	6.33	3.18	0.6	9.93	0.45	0.35	10.04	1.03	2.38	12.33	0.7	6.5	7.49	49.74	298.14		
型式別重量比率(%)			1%	0%	3%	0%	38%	2%	7%	1%	0%	2%	0%	3%	0%	0%	5%	0%	1%	6%	0%	0%	4%	24%	100%		
合計重量(kg) (不明分持除)																									158.4		
型式別重量比率(%) (不明分持除)			2%	0%	3%	0%	50%	3%	9%	1%	0%	2%	0%	6%	0%	0%	6%	1%	2%	8%	0%	0%	3%	-	100%		

※型式分類の「單」の語は便宜上省略した。

第3章　まとめ

第1節 明石・加古・印南郡の古代伝路

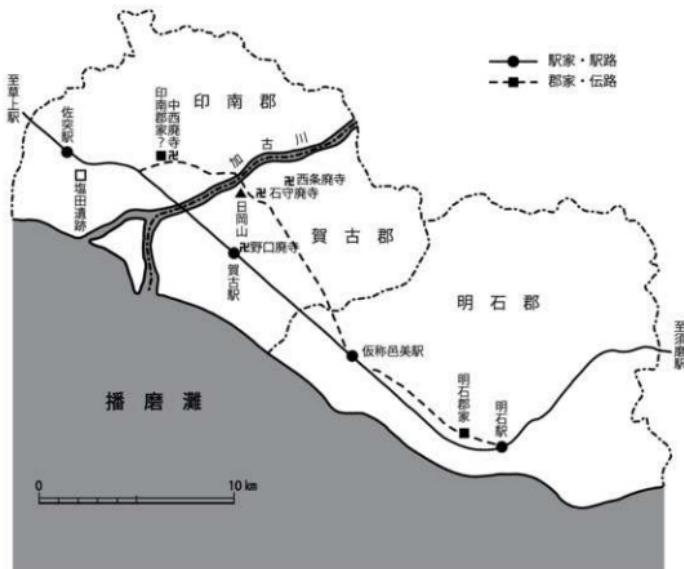
木本 雅康（長崎外国語大学教授）

1. はじめに

本稿は、歴史地理学の立場から、播磨国明石・賀古・印南郡の古代伝路について、復原的に考察するものである。これら3郡の古代駅路については、木下良や吉本昌弘、高橋美久二による復原があり、一部発掘調査によって、実際に駅路とおぼしき遺構も検出され、ほぼそのルートが確定している。それに対して、郡家と郡家とを結ぶ官道である伝路については、これまで研究が存在しなかった。もっとも、後述するように、吉本が邑美・佐空駅間の駅路のバイパスとした道を、筆者は伝路と考えているので、実際には、本稿で取り上げる伝路の西半のルートについては、吉本の詳しい研究があり、本稿の多くはそれに寄っているものである。

2. 駅家と駅路

伝路の復原に入る前に、この地域の駅家の位置と駅路のルートについて、簡単にまとめておきたい。
『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条によれば、播磨国には、9つの駅家が見え、このうち、明石郡に明石駅、



第20図 全体的概念図

賀古郡に賀古駅が置かれていた。これは10世紀初めごろの状況を示すと考えられるが、ここまで至る間には複雑な変遷があった。『延喜式』の駅馬数や瓦の出土地等の検討から、明石・賀古駅間の明石郡内に、高橋が邑美駅と仮称する駅家が存在したが、大同2年（807）以降に廃止された。また、『続日本後紀』承和6年（839）2月条に、「播磨国印南郡佐突駅家、旧に依りて建立す。」という記事が見えるので、大同2年の時点では存在していた印南郡佐突駅が廃止されていたものをこの時復活させたが、『延喜式』に載っていないので、その後再び廃止されたことがわかる。

次に各駅家の北定地とそれらを結ぶ駅路のルートについて述べる。明石駅については、高橋による明石市の太寺庵寺（第21図A）付近にあったとする説と、吉本による明石城公園内（B）にあったとする説があるが、まだ確定していない。また、かつては神戸市西区森友1丁目の吉田南遺跡（C）を明石駅に比定する説もあったが、同遺跡では明確な瓦葺建物は確認されておらず、想定駅路から北に約700メートルも離れており、後述するように明石郡家の可能性が高いとされている。

明石川右岸の条里地割に対して、余剰帶を示すD-E道が駅路を踏襲した道と推測されるが、これに沿って、大道町1丁目に「大道の上」（F）の小字地名がある。Eでやや方位を変えた駅路は、仮称邑美駅に比定される長坂寺遺跡（G）まで一直線に走り、ここで微妙に方位を変えた後、再び第24図のH点まで一直線に通る。途中、明石市の辻ヶ内遺跡（第22図I）や福里遺跡（J）等で、発掘調査の結果、道路状遺構が検出されている。第23図のK点は賀古駅に比定される古大内遺跡で、近年の発掘調査で大量の瓦が出土し、付近では、駅路の南側側溝も検出されている。Lは、古代寺院野口庵寺で、Mは、賀古駅の駅戸集落の可能性が高い坂元遺跡である。ここから先は、加古川の氾濫原を横断して第24図のH点に達し、そこで後述する伝路と合流したと推測される。その後は、方位を西寄りに変えて、阿弥陀山地と竜山・生石山地との間のギャップを通過し、さらに方位を変えて、佐突駅に比定される北宿遺跡に達する。

3. 明石・賀古・印南郡家

伝路の復原に入る前に、まず各郡家の位置について考察する。

まず明石郡家については、兵庫県神戸市の吉田南遺跡が有力とされている。同遺跡は、昭和51年（1976）から55年（1980）にかけて、吉田片山遺跡調査団によって調査が行われた。その結果、奈良時代後半の掘立柱建物群を多数検出し、それらは郡家の正倉・館・厨に当たると考えられている。政庁については明らかではないが、調査区外の西側に存在したのではないかと推測されている。ところで、当遺跡は、想定駅路の北約700メートルに位置し、駅路に面していなかったことが注目される。そして後述するように、当遺跡の西方から想定駅路に並行して西行する伝路が想定できるのである。

次に賀古郡家について、『加古川市誌 第1巻』は、加古川市加古川町寺家町（N）の『光念寺縁起』に、寺家村を鎌倉時代に公家村と称したとあり、「公家」は「郡家」の転訛と考えられるので、この地に比定した。西本昌弘は、『播磨国風土記』賀古郡条に見える城宮の遺称地である加古川市加古川町木村は、鹿子水門にも近接する水陸交通の要衝なので、この付近に賀古郡家が存在した可能性も少なくないとして、木村の小字「加古田」（O）に注目している。また、加古川市加古川町溝之口・美乃利の溝之口遺跡（P）では、多数の掘立柱建物が検出されたので、これを賀古郡家に当てる説もあるが、郡庁や正倉等に特定できるような大型建物が検出されたわけではない。吉本は具体的に、加古川市野口町の野口庵寺の西北に、40間（約73メートル）方格からなる方3町の地割（Q）を見出して、郡家に比定している。

第21図 明石鷺付近の古代官道 (1/2.5万地形図「明石」「東二見」を縮小)

